

建産連 ニュース

'15/10
No. 146



表紙の写真：

(上の写真)「JR高崎線交差部付近」
(下の写真)「桶川北本IC付近」

建産連ニュース・目 次

◆卷頭言 「先人の一言から」(小川 裕児)	2
◆行政情報	
1. 圏央道の概要について	3
2. 圏央道の埼玉県内全線開通に向けて	7
3. 圏央道周辺の産業団地の整備について	13
4. 建設現場からの暴力団排除について	17
5. 労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインが改訂されました	21
6. 建設業界におけるマイナンバーの課題と対応	26
◆告知板	
1. 施工パッケージ型積算方式の導入について	30
2. 定期報告制度の見直しについて	32
◆県内プロジェクト紹介	
1. 埼玉会館の大規模改修について	34
2. 大麻生ゴルフ場クラブハウスの改築について	36
3. 新小児医療センター建設現場における熱中症対策について	38
◆スキルアップコーナー	
1. ワンポイント講座①(工事成績アップ・総合評価方式)	40
ワンポイント講座②(ものづくり大学)	43
2. 講習会のご案内	44
◆防災コーナー	
埼玉県電気工事工業組合の防災支援活動	45
◆県内経済の動き	
県内の公共工事等の動き(第2回)	47
◆建産連だより	
1. 連合会の動き	49
2. 連合会日誌	50
◆会員だより	
1. 会員からのお知らせ	50
2. 女性からの一言	51
◆編集後記	52

巻頭言

「先人の一言から」



小川 裕児

目まぐるしく変化する今の経済環境に業種は問わず経営に携わる者にとって経営基盤強化のためには?雇用安定を図れる会社環境づくりのためには?魅力ある会社にするためには?と色々考えるものです。

正解はないのかも知れませんが、先日、先人の一言を綴った本を読む機会があり、人間観、企業としての使命感、労働觀等の原点を感じ、企業基盤強化、より良い方向を維持した中での存続の為の何かを得られればと思いました。

トヨタ自動車創業者 豊田 喜一郎

「一本のピンもその働きは国家につながる」という使命感、労働觀が環境を考え、安全を考え、雇用を考えるトヨタを支える。

サントリー創業者 鳥井 信治郎

「やってみなはれ。やらなわからしまへんで。」試行錯誤して初めて本物はできていく。これを認め当たり前とする経営、社会が企業を強くしていく。ただやってみろではなく、やって失敗して皆で学ぶ、この姿勢が大切である。

鉄道技術者・新幹線をつくったエンジニア 島 秀雄

「人間というものは、ある決意のもとに事を進めていけば、何事でもやれるものだという教訓を、この鉄道から我々は教えられた。」すでに半世紀の間、事故による死者を一人も出さず、先進の技術を生かし全世界に注目され続ける事、ここには新幹線技術は勿論のこと、J R、日本でしか作れないレベルの高いレールを作る鉄鋼会社、マナーの良い乗客をも加えた日本人の総合力が世界一の新幹線をつくりあげている。

慶應義塾創設者 福沢 諭吉

「人たる者は、ただ一身一家の衣食が不足ないといって自分を満足させてはいけない。人が天から与えられた使命はもっと高いところにある。人間社会の仲間に入り、その立場でもって社会のために勉強し、貢献していくのである。」自分だけ、自分の家族、仲間だけがよければいいという人間にならない人間觀を次世代につなぐ義務がある。

このような人間觀、使命感、義務感等を以て汗してもなかなか思い通りの結果を得られない事もある厳しさはありますが、信念を持って事に当たれば道は開かれると思った次第です。

最後に、私共協会約40年近く協会活動して参りましたが、協会体制強化の一環として、今年度で解散し、もう一つの団体に移籍させていただきます。

永きにわたり埼玉県建設産業団体連合会会員としてご指導賜りました事、協会員一同心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

(埼玉県環境安全施設協会)

圏央道の概要について

国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所

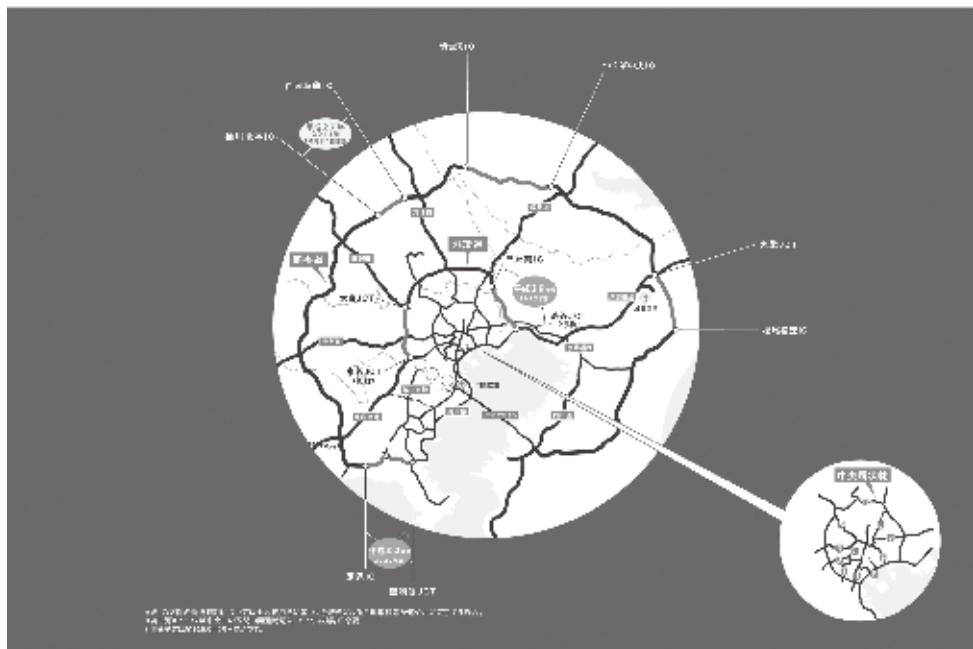
圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、都心から半径およそ40km～60kmの位置に計画された延長約300kmの高規格幹線道路であり、首都圏3環状道路の一番外側に位置する環状道路です。この圏央道は、首都圏の道路交通の円滑化、環境改善、沿線都市間の連絡強化、地域づくり支援、災害時の代替路としての機能など多くの役割を担っています。

平成27年3月には神奈川県内の寒川北ICから海老名JCT間の4.3kmおよび埼玉県内の久喜白岡JCTから茨城県内の境古河IC間の19.6kmが開通し、また平成27年6月には千葉県内の神崎ICから大栄JCT間の9.7kmが開通するなど、これまでに約230km（76%）が開通しています。

残る区間についても順次事業を進めており、埼玉県内の桶川北本ICから白岡菖蒲IC間が10月31日（土）に開通を予定しています。これにより埼玉県内の圏央道が全線開通し、東名高速、中央道、関越道、東北道の4つの放射方向の高速道路が圏央道でつながります。

圏央道の整備により、インター周辺地域への企業立地が促進され雇用の増加や新規投資の増加など、民需拡大・地域経済の好循環につながっている他、成田空港から川越まで約3時間要していましたが約2時間に短縮され外国人観光客の集客も期待されます。

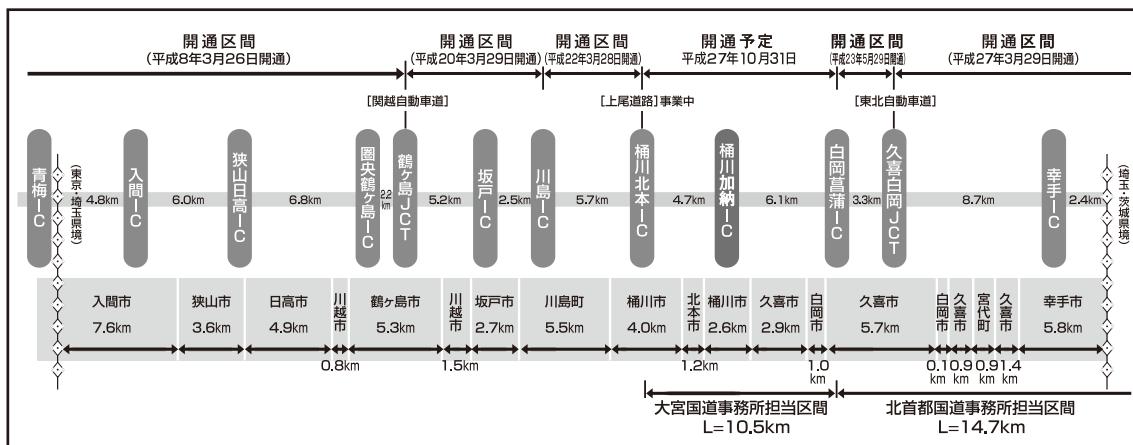
圏央道全体計画



圏央道埼玉県区間の概要

平成27年9月現在、埼玉県内の計画延長58.4kmのうち、都県境（入間市）～桶川北本IC間の33.2kmと白岡菖蒲IC～県境（幸手市）の14.4kmが開通しています。

埼玉県内の未開通区間は、桶川北本IC～白岡菖蒲IC間の10.8kmとなっています。



桶川北本IC～白岡菖蒲IC間は、桶川市、北本市、久喜市、白岡市の4市を通ります。桶川北本ICから、JR高崎線・国道17号の下を通過し、上越新幹線の上を越えて白岡菖蒲ICに接続します。



桶川北本IC付近の写真

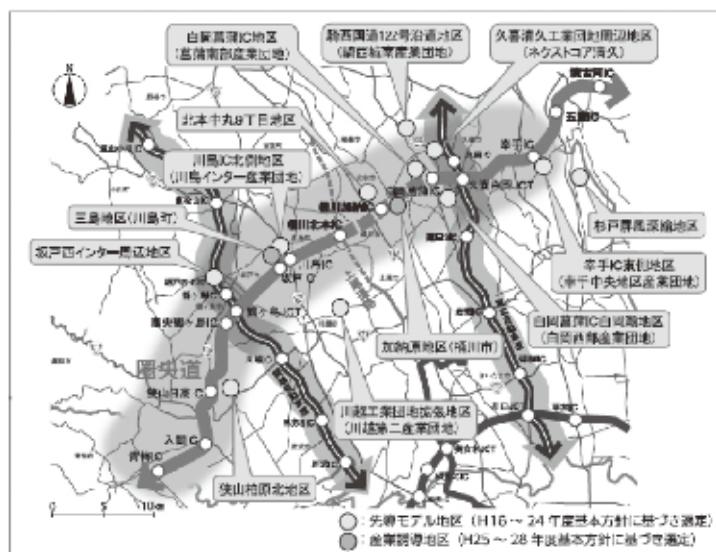


白岡菖蒲IC付近の写真

圏央道(埼玉県区間)の整備効果

埼玉県では「田園都市産業ゾーン基本方針」を策定し、産業基盤づくりを推進しています。

田園都市産業ゾーン選定地区(H27.3時点)



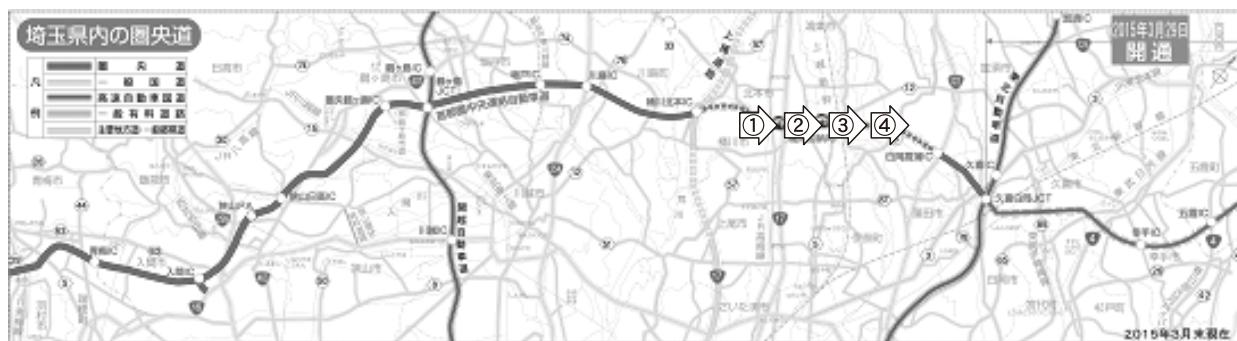
*「田園都市産業ゾーン」とは、圏央道(川島JCT付近)から輻輳5kmの範囲を基本に、開発地団と連携した産業基盤づくりを整備・支援するゾーン

■川島IC周辺の開発状況

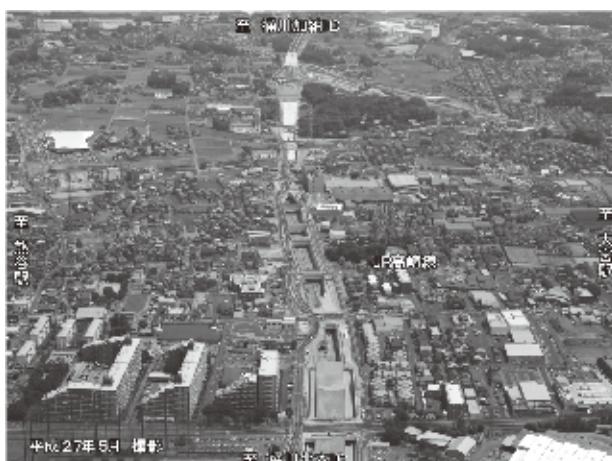


圏央道が全線開通すると湘南海岸、成田空港までの所要時間が大幅に短縮されます。





【事業中区間の状況写真】



① J R 高崎線交差部付近



②国道17号付近



③上越新幹線付近



④菖蒲PA付近

行政情報

2

圏央道の埼玉県内全線開通に向けて

埼玉県国土整備部道路政策課

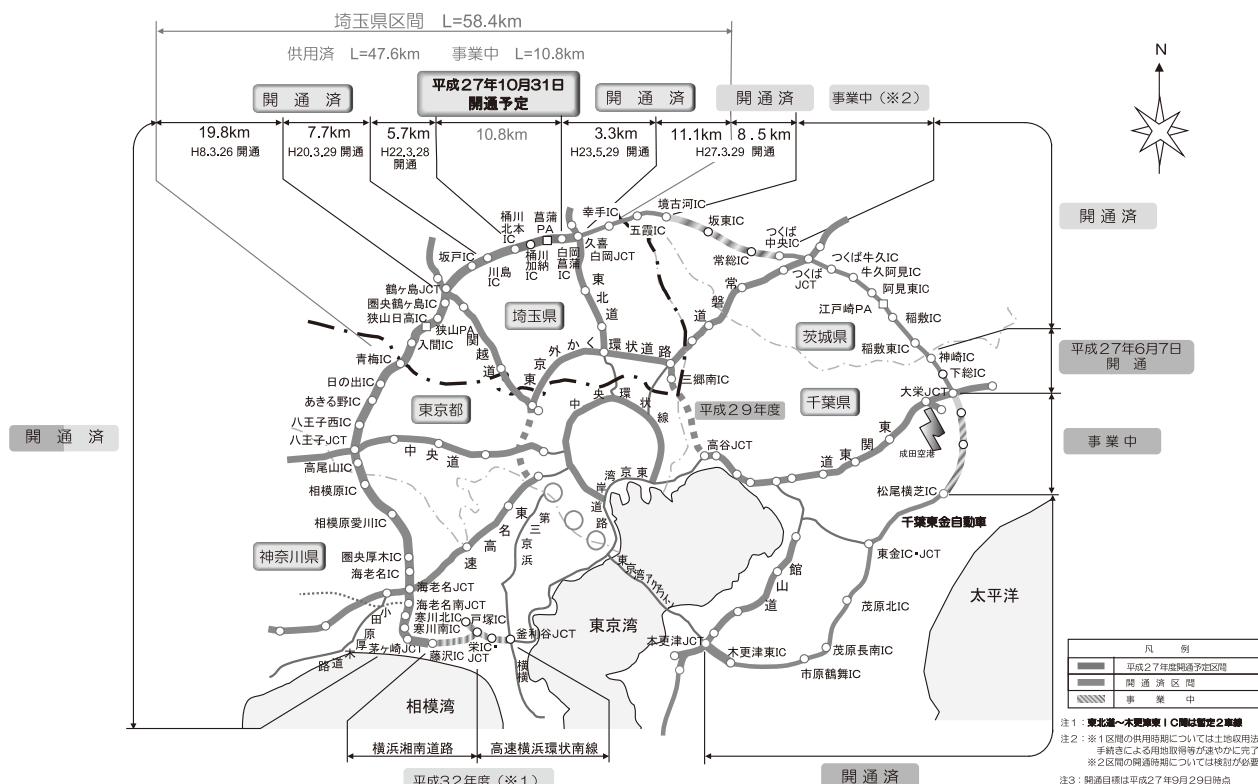
○ 県内区間の概要

- ・延長：58.4 km
- ・幅員：25m～59m
- ・車線数：4車線（東北道以東は一部、2車線整備）
- ・進捗状況（H27.3末）：開通済47.6km（81.5%）

○ これまでの経緯

- ・H8.3.26：青梅 IC～鶴ヶ島 JCT 間が開通（県内開通区間 19.8 km）
- ・H20.3.29：鶴ヶ島 JCT～川島 IC 間が開通（県内開通区間 7.7 km）
- ・H22.3.28：川島 IC～桶川北本 IC 間が開通（県内開通区間 5.7 km）
- ・H23.5.29：白岡菖蒲 IC～久喜白岡 JCT 間が開通（県内開通区間 3.3 km）
- ・H27.3.29：久喜白岡 JCT～境古河 IC 間が開通（県内開通区間 11.1 km）

首都圏中央連絡自動車道（L=300km） 開通目標年次



平成27年3月29日(久喜白岡JCT~境古河IC)開通



○ 未開通区間（桶川北本IC～白岡菖蒲IC）の状況

- ・未開通区間沿線でオオタカの繁殖を示す行動が確認されたことから、一部区間の工事を平成27年3月9日から一時中止していたが、同年7月10日に工事を再開した。
- ・工事の再開により、平成27年10月31日に開通する予定となった。



○ 未開通区間（桶川北本IC～白岡菖蒲IC）の土地収用法の適用経緯

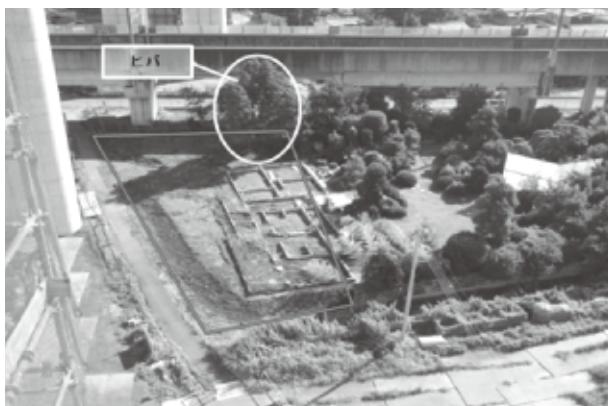
- ・起業者である国及び東日本高速道路株では、用地の一部について、任意での解決が図れなかつたため、土地収用法に基づく収用手続きを行った。

- ・H23.11.15 : 起業者が事業認定申請
- ・H24.5.30 : 事業認定告示（国土交通大臣）
- ・H24.12.21 : 起業者が裁決申請・明渡裁決の申立
- ・H25.9.11 : 権利取得裁決・明渡裁決（埼玉県収用委員会）
- ・H26.5.19 : 裁決による明渡期限が到来（不履行）
- ・H26.7.23 : 起業者から埼玉県知事へ行政代執行請求

※以後、埼玉県から移転義務者に対して物件除去について説得

- ・H26.7.25 : 移転義務者あて勧告書を送付（埼玉県）
 - ・H26.8.1 : 移転義務者あて戒告書を送付（埼玉県）
 - ・H26.8.8 : 移転義務者あて代執行令書を送付（埼玉県）
 - ・H26.8.15
- ～ H26.8.19 : 行政代執行を実施（埼玉県）
- ・H26.8.19 : 県から起業者へ土地の引渡し

行政代執行前



行政代執行後



○ 圏央道の整備に向けた活動

・首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会

- ・埼玉県、18市町、県議会議員連盟により昭和58年から組織し、必要な方面に対して、陳情、請願等を行ってきた。



・首都圏中央連絡自動車道建設促進会議

- ・圏央道が通過する8都県市により平成4年から組織し、圏央道の建設促進等に関し協議を行うとともに、必要な方面に対して、陳情、請願等を行ってきた。

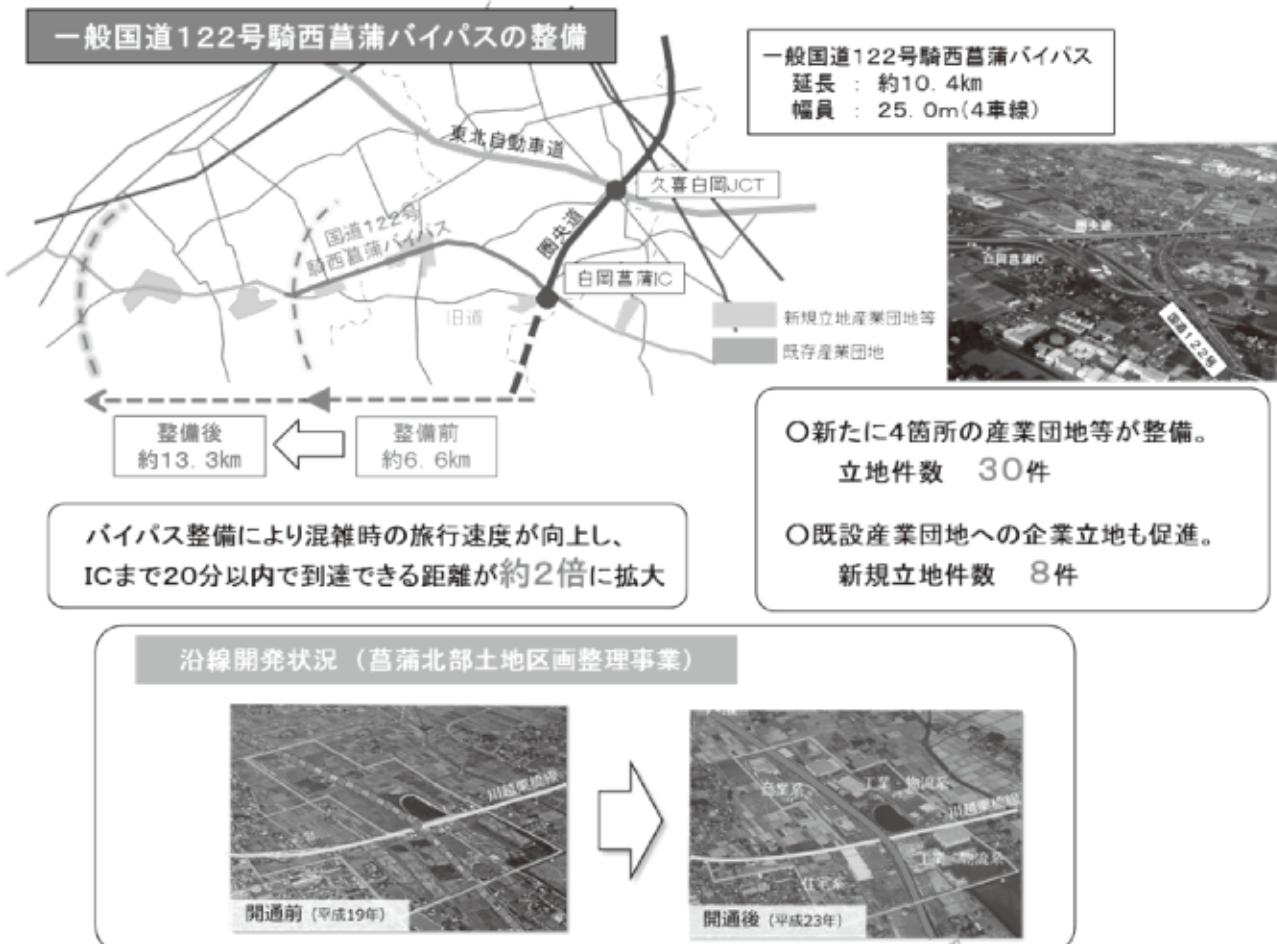


○ 圏央道へのアクセス道路の整備

- ・県では圏央道インターチェンジへのアクセス道路整備として、一般国道122号騎西菖蒲バイパスなど16路線、19箇所、23.2kmを整備

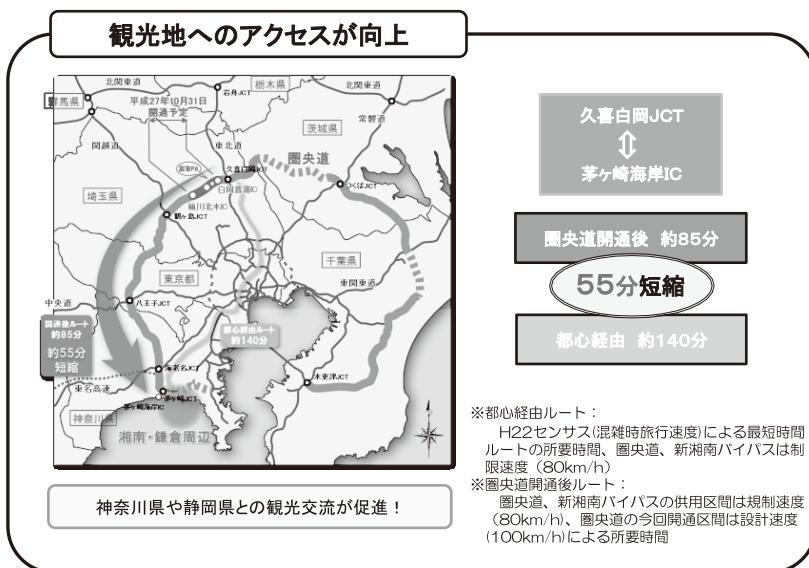
圏央道ICへのアクセス道路等の整備



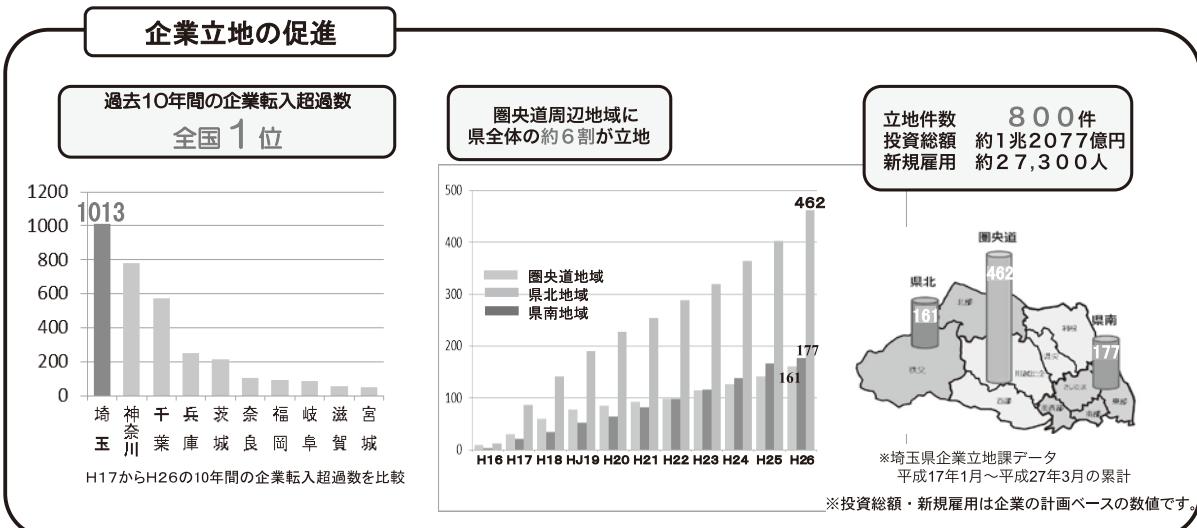


○ 桶川北本 IC～白岡菖蒲 IC開通により期待される効果

- ・県内唯一の未開通区間である「桶川北本 IC～白岡菖蒲 IC」について、平成27年10月31日に開通する予定となった。
- ・県内全線開通により、東名高速、中央道、関越道、東北道が圏央道で結ばれる事となり、県内の道路交通の利便性はますます高まる。



- ・物流が大幅に効率化され、本県が交通・物流の拠点として更に大きく発展する絶好のチャンスになると考えている。
- ・交通の要衝である本県は、企業に高く評価されており、平成17年から平成26年の10年間の本社の転入・転出数を見ると本県は、1,013社の転入超過でダントツの日本一となっている。
- ・今後、県内全線開通により、企業立地が更に進むものと大いに期待している。



- ・また、災害時はもとより、災害からの復旧・復興に際して高速道路が担う役割は大変重要である。
- ・特に圏央道は、放射状に伸びる関越道、東北道、常磐道などの高速道路を環状に結ぶ事から、災害時における緊急輸送の要としても絶大な力を発揮する。
- ・今後とも、一日も早い圏央道の全線開通を期待する。

行政情報

3

圏央道周辺の産業団地の整備について

埼玉県企業局地域整備課

1 はじめに

本県は、首都圏に位置し、交通の要衝としての利便性を有するとともに豊かな田園環境にも恵まれています。

埼玉県企業局では、こうした立地特性を生かし、昭和39年に知事部局から草加工業団地造成事業の移管を受けて以来、36地区で団地を造成し、地域振興に寄与してきました。これまでに整備した36地区の団地面積の合計は約2千haで、県土の約0.5%に及んでいます。

36地区的内訳は、工業団地が22地区、産業団地（流通系・工業系の両者に分譲）が9地区、流通業務団地が1地区、住宅団地が3地区、宅地造成が1地区となっています。

現在は、幸手中央地区と杉戸屏風深輪地区、加須IC東地区の3地区で産業団地の整備を進めています。

2 圏央道周辺における産業団地整備の取組み

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）は、都心から約40km～60kmに位置する総延長約300km（うち約230kmが開通済）の高規格幹線道路です。

東京から放射状に延びる東名、中央、関越、東北、常磐、東関東道などの高速道路や、東京湾アクアライン、東京外かく環状道路などとの連携により、首都圏に流入する交通を円滑にし、産業活力の向上を図る上で重要な役割を果たしています。

本県では桶川北本IC～白岡菖蒲IC間が平成27年11月末までに開通予定であり、これにより、県内の全線が開通することになります。県内のICは、平成26年度末までに入間、狭山日高、圏央鶴ヶ島、坂戸、川島、桶川北本、白岡菖蒲、幸手の8か所でICが開設されており、本年新たに桶川加納ICの開設が予定されています。

圏央道の整備によりインターチェンジ周辺等での本県の企業立地ニーズは飛躍的に高まると考え、企業局では、圏央道沿線地域における産業集積を進めていくため、平成18年度から、圏央道沿線の関係市町と連携して産業団地の整備に取り組んでまいりました。

具体的には、平成19年度に川越第二産業団地（川越市）、菖蒲南部産業団地（久喜市）の2地区で、平成20年度に騎西城南産業団地（加須市）で、平成22年度に白岡西部産業団地（白岡市）の計4地区的整備に着手し、約73.5haを整備しました。

首都圏3環状の一翼を担う圏央道



<圏央道（首都圏中央連絡自動車道）について>



<菖蒲南部産業団地（白岡菖蒲インターチェンジ周辺）・航空写真>

これまで整備した4つの産業団地では、23社に分譲しました。分譲した企業の雇用人数は約3,150人で、経済波及効果が約2,000億円となっており、本県経済の活性化に大きく貢献しています。

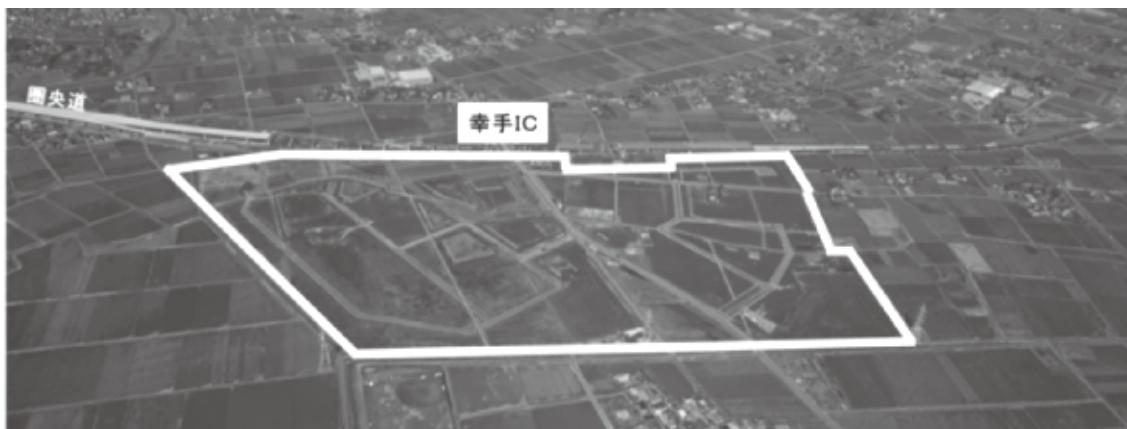
●圏央道周辺における県企業局産業団地の整備状況 (1) 整備完了済の産業団地

産業団地名	川越第二	菖蒲南部	騎西城南	白岡西部
事業箇所	圏央道川島 IC 約 5km (川越工業団地隣接)	圏央道白岡菖蒲 IC 隣接	圏央道白岡菖蒲 IC 約 5km (国道 122 号バイパス隣接)	圏央道白岡菖蒲 IC 約 1.3km
事業年度	H19~21	H19~21	H20~22	H22~25
施行面積	約 19.3ha	約 18.9ha	約 19.6ha	約 15.7ha
立地企業	7 社 (大和物流(株)等)	5 社 (YKK AP(株)等)	6 社 (興和(株)等)	5 社 ((株)Paltac 等)
雇用人数	約 740 人	約 520 人	約 450 人	約 1,440 人
経済効果	約 710 億円	約 350 億円	約 490 億円	約 450 億円

(※雇用人数は企業の計画段階のもの ※経済効果は企業局調べ)

さらに、平成 23 年度から幸手中央地区（幸手市）で、平成 24 年度から杉戸屏風深輪地区（杉戸町）で計 2 地区、約 71.1 ha の産業団地整備事業を推進しています。

また、圏央道整備による効果を県内に広く波及させていくため、圏央道以北地域でも産業団地を進めることとしました。具体的には、東北道加須 IC から約 1 km に位置する加須 IC 東地区（加須市）で産業団地の整備を進めています。



＜幸手中央地区産業団地（幸手インターチェンジ周辺）・航空写真＞

整備中の 3 つの産業団地のうち、幸手中央地区産業団地では既に企業への分譲も開始し、平成 26 年度末現在で、株式会社ニトリなど 11 社の立地が決定しました。

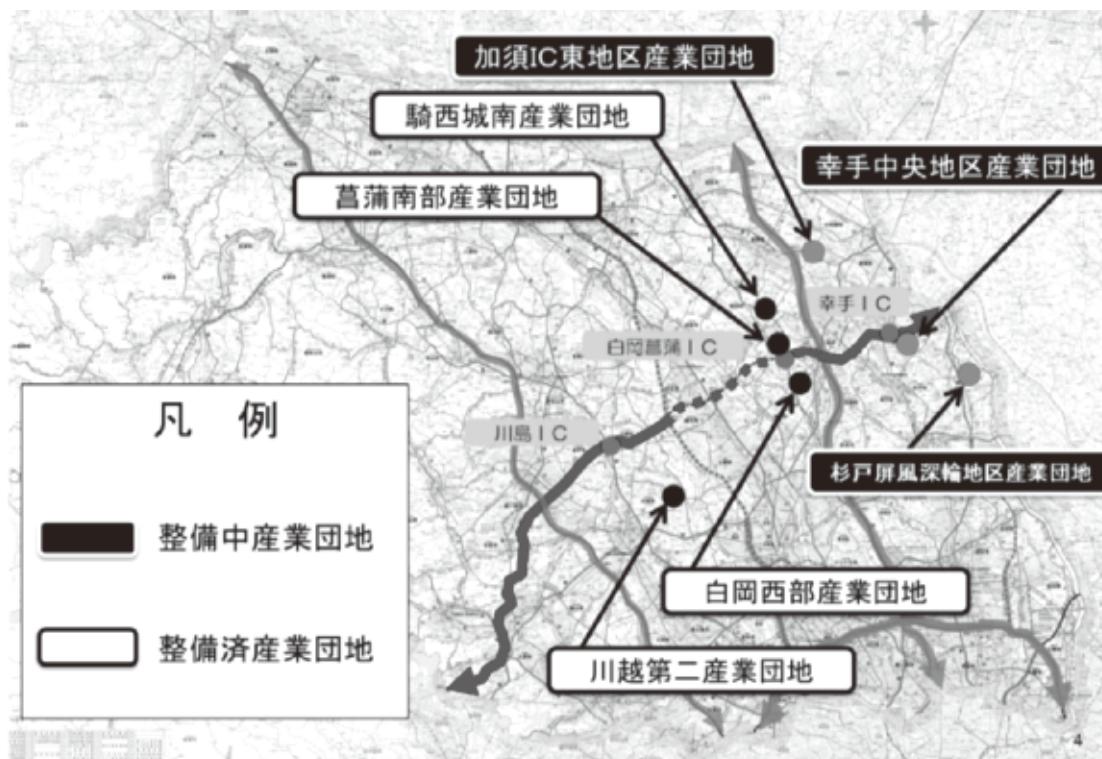
●圏央道周辺における県企業局産業団地の整備状況 (2) 事業中の産業団地

産業団地名	幸手中央地区	杉戸屏風深輪地区	加須 I C 東地区
事業箇所	圏央道幸手 IC 隣接	圏央道幸手 IC 約 4.5km	東北道加須 IC 約 1km
事業年度	H23～H27	H24～28	H27～29
施行面積	約 47.3ha	約 23.8ha	約 17.7ha
立地企業等	11 社 (株ニトリ等)	H27年度に予約分譲開始予定	H28年度に予約分譲開始予定

3 今後の展開

本年に予定されている圏央道県内全線開通に伴い、圏央道沿線地域等で今まで以上に企業立地ニーズが高まっていくことが想定されます。

企業局では、このチャンスを捉え、これまで圏央道沿線での産業団地整備が県東部地域に集中してきたことから、今後は県西部地域での事業化を検討していきます。さらに、圏央道以北地域の東北道や関越道などの I C 周辺や広域幹線道路沿線においても産業集積を図るため、地元市町村と緊密に連携を図りながら産業団地整備にしっかりと取り組み、地域経済の活性化や新たな雇用の創出等に貢献していきます。



<県企業局による圏央道周辺の産業団地整備事業・位置図>

建設現場からの暴力団排除について

埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課

1 暴力団情勢

(1) 埼玉県内の暴力団勢力

平成26年12月末現在、県内では約1,730人の暴力団員等を把握しています。

その中で、六代目山口組、住吉会及び稻川会の3団体の暴力団員等は約1,320人で、全体の約76%を占めています。

(2) 暴力団による資金獲得活動の潜在化、多様化

暴力団は、近年、みかじめ料や用心棒料の徴収、覚醒剤の密売、恐喝等の伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力に加え、その組織実態を巧妙に隠ぺいしながら、建設業、不動産業、金融、証券市場等に進出するなど企業活動を仮装した資金獲得活動を活発化させています。また震災復興事業等の公共工事に介入して資金を獲得したり、公的融資制度を悪用した詐欺事件を敢行するなど、社会経済状況の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

2 公共事業等からの暴力団排除（暴力団情勢と対策 2015年版抜粋）

公共事業からの暴力団排除については、第8回犯罪対策閣僚会議（平成18年12月開催）において示された「公共工事からの排除対象の明確化と警察との連携強化」及び「暴力団員等による不当な介入に対する通報報告制度の導入」に加え、第14回犯罪対策閣僚会議（平成21年12月開催）において示された「あらゆる公共事業等からの暴力団排除」及び「民間工事等からの暴力団排除」の取組を推進し、平成24年9月までに、警察庁とすべての省庁（1府11省1庁）があらゆる公共事業等から暴力団関係企業を排除する枠組みを構築しています。

【排除事例】

- 建設会社役員を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反で検挙したところ、その捜査の過程で、同人が暴力団組織幹部と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有していたことが判明したことから、県等に通報し、公共工事から排除。（福岡県）
- 暴力団組織幹部及び設備会社役員を詐欺で検挙したところ、その捜査の過程で、同役員が同幹部に積極的に便宜を供与するなど密接な関係を有していたことが判明したことから、県等に通報し、公共事業から排除した。（三重県）

3 東日本大震災の復旧・復興事業等からの暴力団排除（暴力団情勢と対策 2015年版抜粋）

東日本大震災の発生に伴う大規模かつ継続的な復旧・復興事業等に暴力団が介入することを阻止するため、警察では関係機関や業界と連携しながら暴力団関係企業が民間工事や公共事業等の契約の相手方となることや、下請け、資材等納入などに参入することを防止する各種対策を推進しています。

また、震災に関連した各種融資や給付金の支給に暴力団が不当介入することを防止するため、関係機関や業界と連携を図っています。

【排除事例】

- 暴力団組織幹部が、厚生労働大臣の許可を受けないで、労働者を原子力発電所関連業務作業員として派遣し、労働者派遣事業を行った。(福島)
- 暴力団組織幹部が、業として労働者を住宅等の除染工事に派遣し、表土のはぎ取り等の建設業務に従事させ、禁止業務について労働者派遣事業を行った。(埼玉)

4 埼玉県暴力団排除条例の施行

埼玉県暴力団排除条例は平成23年8月1日から施行され、市町村の暴力団排除条例も平成25年9月末までに県下63の全市町村で施行されました。

これらの条例は、暴力追放3ない運動の理念である

- 暴力団を恐れない
- 暴力団に資金提供しない
- 暴力団を利用しない

に加えて

- 暴力団員等と不適切な関係を有しない

を基本理念として掲げるとともに、暴力団排除活動は、「社会対暴力団」という構図のもとで取り組むべきものであることから、暴力団排除に関する県民及び事業者の方々の責務や県又は市町村の事業における措置等を定めています。

5 埼玉県における建設現場からの暴力団排除対策

埼玉県暴力団排除条例では、第6条に「事業者の責務」を規定しており、第2項において「事業者は、その事業からの暴力団の排除を効果的に推進するため、当該事業の種類等に応じて、暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体の結成に努めるものとする。」と職域等における暴力団員等による不当な行為の防止を目的とする団体の結成を促すための規定を設けています。

(1) 埼玉県内の公共工事に係る暴力団等排除組織の結成

県内における公共工事に係る暴力団等排除組織は、大規模、長期的な工事を中心に組織を結成し、同事業への暴力団関連企業等の介入及び参入の排除を目的として組織を設立しています。

これまでに結成された暴力団排除組織は5組織が設立されています。

- ア 県立がんセンター新病院建設工事暴力排除協議会 (H23.9 設立)
- イ 東入間警察署建設工事暴力排除協議会 (H25.2 設立)

ウ 西部地区振興ふれあい拠点施設建設工事暴力排除連絡協議会 (H25.7. 設立)

エ さいたま新都心第8 - 1 A街区医療拠点整備事業暴力団排除協議会 (H26.7 設立)

オ 造幣局東京支局建設業暴力排除協議連絡会 (H27. 7 設立)

(2) 暴力排除組織の主な取組み

暴力排除組織の結成にあたっては、発注者（県等）・受注者（企業）、警察（警察本部捜査第四課及び管轄警察署）等が連携し組織を設立しています。

具体的な取組みとしては、

- 暴力排除組織設立時における暴力団排除宣言
- 暴力団等の関与する建設業等の下請け参入の排除
- 建設工事等に関する暴力団等からの物品購入要求行為の排除
- 警察に対する情報提供及び各機関団体との連携
- 暴力追放に関する広報・啓発活動

等です。

また、警察本部捜査第四課員及び管轄警察署員による暴力団排除研修を実施しています。

これまで設立された暴力団排除組織の独自の取組みとしては、県立がんセンター新病院の建設工事においては、戸田建設様が建設工事現場内に「暴力団排除」の立看板を設置したり、定期的に広報誌を作成して配布するなど、建設現場で働く方々の暴力団排除意識の高揚を図るなどしていただきました。東入間警察署建設工事では、古郡建設様が建設現場直近において地域住民等の安全・安心の拠点として、防犯ステーションを設置していただいたほか、週末には、建設現場周辺の防犯パトロールやゴミ拾いなど地域の安全・安心活動と環境美化活動等の社会貢献にご尽力をいただきました。

このような各企業様の積極的な取組みは、建設現場における暴力団を初めとする反社会的勢力の徹底排除や不当要求等の違法・不当な行為を絶対に許さないという毅然とした企業倫理を表明しているものと大変心強く感じているところであります。

東入間警察署建設工事における古郡建設様の社会貢献事業についてご紹介します。



【東入間警察署建設工事着工中、古郡建設様に設置していただいた防犯ステーション】



【防犯ステーション内のカラーボール】



【緊急時の対応マニュアル】



【古郡建設様と県警職員による合同防犯パトロール】

6 今後の取り組み

(1) 大規模、長期的な公共工事

県警察では、今後も大規模、長期的な公共工事を中心に暴力団等の反社会的勢力の介入阻止と建設現場における安全・安心確保のために関係機関と連携し暴力団等の排除協議会を設立して行く予定です。

(2) 民間の行う建設工事からの暴力団排除対策

暴力団等の排除協議会は、公共工事のみならず、反社会的勢力からの不当要求や嫌がらせ等を防止するため、民間独自の建設工事においても協議会の設立と支援を行っていきます。

労働災害防止についての建設業法令遵守 ガイドラインが改訂されました

埼玉労働局労働基準部健康安全課

建設業における労働災害の防止を図るため、厚生労働省では「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年）により、請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等を指導してきましたが、これに加え、平成25年度を初年度とする第12次労働災害防止計画において、建設業の発注者に対し、施工時の安全衛生を確保するための必要な経費を積算し、また、関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応することとしています。

また、平成26年度に公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、基本理念として、下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善が追加されました。これを受け、国土交通省では平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン－元請人と下請人の関係に係る留意点－」を改訂し（以下「改訂ガイドライン」といいます。）、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化についての考え方を示しました。

今般、厚生労働省及び国土交通省では改訂ガイドラインの概要をまとめたパンフレット「安全な建設工事のために、適切な安全経費の確保が必要です」を作成いたしました。関係事業場等におかれましては、これを活用し、改訂ガイドラインに基づき元請人（いわゆる「一次下請」以下の下請であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合、「元請人」となります。）、下請負人の間で、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化が図れるようお願いします。

安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂－

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

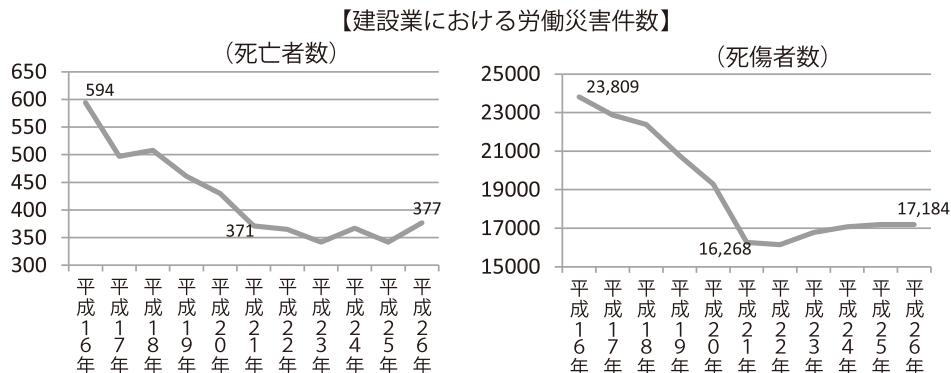
建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

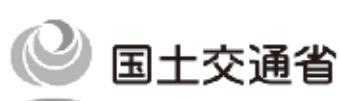
建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% のに対し、
「安全衛生経費の積算」は 8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会



1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

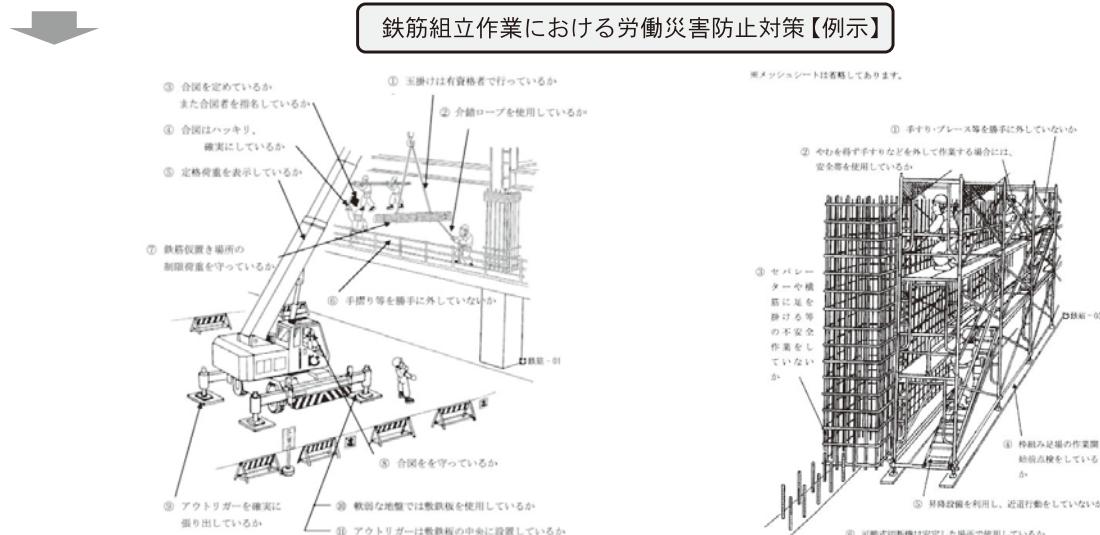
つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにななければなりません。



実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2) 昇降設備				
(1) 移動式クレーン	○		○		① 落段	○		○	
(2) 足場	○		○		(3) その他				
2. 安全費					① 敷鉄板	○		○	
(1) 監視連絡等に要する経費					② 玉掛用具	○		○	
① 無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2) 保護具類					① 新規入場者教育の資料	○			○
① 保護帽		○		○	② 新規入場者教育の実施	○		○	
② 安全帯		○		○	③ 新規入場者教育の受講		○		○
③ 安全靴		○		○	④ 移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤ 玉掛け技能講習修了者の配置		○		○
(1) 塌落・飛来落下防止措置					⑥ 安全衛生協議会への参加		○		○
① 安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
② 手すり等(軸体の端)	○		○		① 健康診断		○		○
③ 立入禁止措置材	○		○		② 热中症対策(水筒等)		○		○
④ 立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2) 保護具類										
①保護帽	○	○	○	○	○円／個耐久年数〇年	人	○円	○延人数	○円	○円／○日（年間稼働日数×耐久年数）
②安全帯	○	○	○	○	○円／個耐久年数〇年	人	○円	○延人数	○円	○円／○日（年間稼働日数×耐久年数）
③安全靴	○	○	○	○	○円／足耐久年数〇年	人	○円	○延人数	○円	○円／○日（年間稼働日数×耐久年数）
3. 仮設費										
(1) 墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置	○	○	○	○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講	○	○	○	○	平均日当〇円	人	○円	○人	○円	平均日当〇円／8時間 (1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置	○	○	○	○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加	○	○	○	○	日当〇円、〇回	回	○円	○回	○円	日当〇円／8時間 (1回1時間)

注：契約時における元請負との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、可能な限り、その根拠を明確にすべきです。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。

以下のような不適切な対応があった場合に、建設業法に違反または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

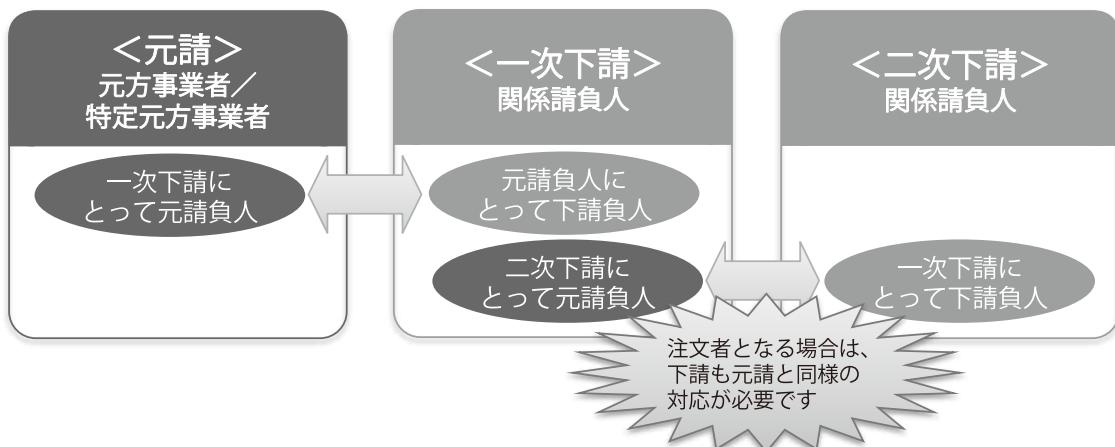
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によつては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

- 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
- 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx
- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説
並びに作成要領検討結果報告書 の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf

建設業界におけるマイナンバーの課題と対応

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

マイナンバー制度とは

本年10月5日よりいよいよ「通知カード」が配布され、来年1月よりマイナンバーの利用が始まります。

最近、税務会計ベンダーやコンサルティング会社を中心にかなり多くのマイナンバーについての研修会が開催されていますが、具体的にどのような対策をとる必要があるかについて明確に説明されている研修会はありません。

建設業者がマイナンバー対応策として行わなければならないことは、基本的には他の業界と同様、平成28年1月から、従業員の社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーの記載を行うことです。具体的には、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載が必要になります。

ここで注意が必要なのは、外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合等では、報酬から税金の源泉徴収をしなければならないことがあります。こうした場合には、外部の方からもマイナンバーを提供してもらう必要があります。また、一定金額以上の不動産を個人オーナーから賃借している場合には、個人オーナーからもマイナンバーを提供してもらう必要があります。



建設業者の対応

建設業者として、マイナンバー制度に対応する場合、上述したように他の業界の民間事業者と同様に行政機関等への提出書類にマイナンバーを記載することになりますが、下記のように建設業界特有の問

題に対して併せて対応を検討する必要があります。

1. 税・社会保険の申請・申告書類への従業者等への個人番号の記載

臨時のアルバイト等が多いため、早い時期から個人番号の取得が必要となります。

2. 委託事業者の管理

委託事業者も多くなるため、委託事業者等の契約・監督について早い時期から対応が必要となります。
(ガイドラインでは中小規模事業者（従業員 100 人以下の事業者）は、通常の事業者より管理を緩くすることが許容されていますが、委託については除外されています。)

3. 社会保険未加入対応

国土交通省の「建設業における社会保険未加入対策」平成 29 年 4 月以降は社会保険未加入の場合許可更新・新規申請ができなくなることが予定されていますが、マイナンバーで名寄せができるようになると社会保険未加入が明確に分かります。

4. 建設現場独自の情報セキュリティ上の問題

仮設事務所であるため、盗難事故が多く、また、保管・バックアップミスによるデータ紛失事故も多く発生しています。さらに、関係者が多いため、移動時の盗難等が多くなっており、“チラ見”などの情報漏えい事故が多くなっています。

具体的な対策

建設業者を含む民間事業者がマイナンバーを税・社会保障に関する手続きに使用する場合に行わなければならないことは、基本方針の作成、マイナンバー取扱規程の作成、4つの安全管理措置（組織的 安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置）、顧問契約書（委託契約書）の見直しとなります。

マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



問題は安全管理措置をどこまで行えば良いのか？ということだと考えられます。

ポイントは、マイナンバーをいつ、誰が、どこで扱うかということを明確にすることになります。

マイナンバーの使用については厳格な管理が必要となります、マイナンバーを使用しない場合は、厳格な管理は不要となります。もちろん、業務上の守秘義務や個人情報の管理については、行わなければなりませんが、一生変わらないマイナンバーの取扱いに求められるほど厳格な管理は必要ないのです。

マイナンバーは、税・社会保障手続き以外では全く使わないことにして、マイナンバーを取扱う担当者、取扱場所、取扱時期を限定すれば（可能であれば担当部署の責任者のみがマイナンバーを取扱う）、担当部署の責任者のみが教育を受け、取扱規程を守り、担当部署の責任者の事務スペースのみを立入禁止にし、担当部署の責任者の鍵のかかる机等の引出しにマイナンバーの入った書類を保管、期限後に廃棄を行えば、従業員についての安全管理措置は不要になります。

年末調整等で使用する税務会計ソフトについては、ほとんどの税務会計ベンダが既存のシステムを改修し、マイナンバーと社員IDのデータベースについては、既存の税務会計システム内ではなく、クラウド上に保管する方向で検討されているようなので、これ以外にマイナンバーを電子データで扱わず、所内LANからも担当部署の責任者のコンピュータを切り離しており、作業ログ管理ができれば、従業員のコンピュータについては、マイナンバー対応についての新しい仕組みは不要となります。

一方、従来と同様に業務を行った場合、給与計算や人事・総務業務を行う従業員の全てがマイナンバーを取扱うことになってしまうので、対象となる従業員全てに研修を行い、従業員のコンピュータにアクセス・作業ログ管理を行うことが必要になり、事務作業スペースについても、外部の方からは隔離されたスペースを確保する工事を行うことが必要となってしまいます。

このように既存の業務内容を見直し、マイナンバー使用者・使用機器を極力限定することで、マイナンバー対策を低コストで行うことが可能となります。既存業務の見直しを行わず、従来と同様の業務内容とした場合、上述のように場合によっては、マイナンバー対策にかなりのコストが必要となってきますので、注意が必要です。

マイナンバー対策に必要な情報セキュリティ

現在の業務にはコンピュータやインターネットが必須のものとなっており、それに伴って情報セキュリティの知識が重要なものとなってきています。

情報セキュリティにおけるセキュリティを高めるということは、リスクを減らすことを意味します。ここでリスクは、資産、脅威、脆弱性からできており、リスクを減らすためには、資産、脅威、脆弱性のいずれかを減らすことが必要になります。

通常、資産と脅威を減らすことは困難なので、脆弱性を減らすことがリスクを減らし、セキュリティを高めることになります。

これを三匹の子豚の例で説明しますと、資産＝豚、脅威＝狼、脆弱性＝家となり、脅威＝狼から資産＝豚を守るために脆弱性＝家を強化するということになります。

資産＝豚を脅威＝狼から守るために弱いところ（脆弱性）を無くすために、家の強度を上げる必要があるということです。

三匹の子豚に見るセキュリティ



脆弱性とは、弱いところ、コンピュータ用語では、一般にコンピュータやソフトウェア、ネットワークなどが抱える保安上の弱点を意味し、脆弱性が残された状態でコンピュータを使用していると不正アクセスに利用されたり、ウィルスに感染する危険性が高まってしまうことを意味します。

脆弱性をマイナンバーの安全管理措置との関係で説明すると、主に物理的安全管理措置、技術的安全管理措置をどのように行うかということになります。

事業所内への立ち入りについて何も制限を行わない、ノートパソコンやUSBの管理に制限を設けない場合は脆弱性が高い状態（物理的安全管理措置をほとんど行っていない状態）となり、インターネットの接続に不正アクセス対策やウィルス対策を行っていない、ネットワークのアクセス権管理を行っていない場合は脆弱性が高い状態（技術的安全管理措置をほとんど行っていない状態）になっており、マイナンバー対策を行っていない状態と考えられてしまいます。

具体的にどうするかについては、上述のマイナンバー対策に必要な安全管理措置に記載した通りですが、このような対策をとることによって情報セキュリティにおける脆弱性を減らし、リスクを減らすことになります。

コンピュータやソフトウェア、ネットワークなどが抱える保安上の弱点は、日々発見されており、その弱点をついた攻撃が行われています。

年金機構の情報漏えいを初めとするコンピュータからの情報漏えいの原因は脆弱性についての対策が行われていなかったことに起因しています。

現在、マイナンバーは税・社会保障・災害以外には利用ができませんが、今後のマイナンバーの利用拡大について、ますます情報セキュリティに対する知識が重要なものとなってきます。また、情報セキュリティの対策を十分行なっていれば、安全管理措置を十分行なっていることを説明することも可能となり、マイナンバー対策をしっかりと行なっている事業所として顧客の信頼性を高めることにもつながっていくと考えられます。

(建設業経営講習会講師 菅沼俊広)

告知板

①

施工パッケージ型積算方式の導入 (平成27年10月より)について

平成27年7月30日
埼玉県県土整備部建設管理課

1. 施工パッケージ型積算方式の概要

- 機械費、労務費、材料費を施工単位ごとに一つにまとめて施工パッケージ単価を設定し、これらの単価を用いて直接工事費を算出する積算方式。
- 国土交通省は、平成24年10月1日から導入し、現在まで208施工パッケージを導入済。(国土交通省はさらに平成27年10月1日から111施工パッケージを追加予定)
- 標準単価に占める機械費、労務費、材料費の構成比率(=機労材構成比)を用いて、地域と時期の違い(埼玉単価及びその適用年月)を補正し、積算単価を算出する。

施工パッケージ型積算方式(補正式のイメージ)

$$\text{積算単価} = \text{標準単価} \times \left[K \times \frac{\text{埼玉機械単価}}{\text{東京機械単価}} + R \times \frac{\text{埼玉労務単価}}{\text{東京労務単価}} + Z \times \frac{\text{埼玉材料単価}}{\text{東京材料単価}} \right]$$

K:標準単価に占める機械費の構成比率(%)

R:標準単価に占める労務費の構成比率(%)

Z:標準単価に占める材料費の構成比率(%)

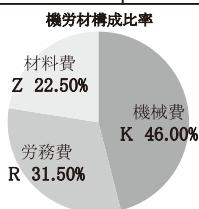
【機労材構成比のイメージ】

積上型積算方式で、掘削(50,000m³未満)をバックホウ山積0.8m³で行った場合の1m³当たりの単価が200円だったとする。

その単価200円を機械費、労務費、材料費に分類した場合に、それぞれの単価が占める割合が、機労材構成比となる。

※機労材構成比が、これまでの歩掛の代わりになるものである。

作業の種類	作業の内容	機種・規格	施工単価	備考
掘削	50,000m ³ 未満	バックホウ[クローラ型・排出ガス対策型(第1次基準値)山積0.8m ³ (平積0.6m ³)]	200円/m ³	



【積算単価算出のイメージ】

バックホウ掘削(50,000m³未満)の1m³当たりの単価

名称内容	構成比	東京単価(円)	埼玉単価(円)	備考
バックホウ[クローラ型・排出ガス対策型(第1次基準値)山積0.8m ³ (平積0.6m ³)]	46.00%	16,800	17,100	機械
特殊運転手	31.50%	20,200	21,700	労務
軽油	22.50%	121	128	材料
合計	100.00%			

$$\text{積算単価} = 200 \times \left[0.4600 \times \frac{17,100}{16,800} + 0.3150 \times \frac{21,700}{20,200} + 0.2250 \times \frac{128}{121} \right]$$

= 209 円/m³

※標準単価に補正計算を行い、積算単価を算出

注)数値は任意で入力している。

2. 主な変更点等

(1) 土木工事標準積算基準書

- 積上型積算方式(従来の歩掛)と施工パッケージ型積算方式が混在
- 施工パッケージ型積算方式に移行した歩掛は、従来の歩掛を廃止
- 諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の計算は変更なし

(2) 土木工事設計単価表

- 「施工パッケージ型積算方式標準単価表」を追加

(3) 土木積算システム

- 施工パッケージ型積算方式の仕様書の様式を追加

第 0001号 一位代価表(施工P構成表) 法面整形(仕様書サンプル)		1.00 m ² 当り	
(CB220010)		施工P(機 0.480%、労99.060%、材0.460%、市 0.000%)	
名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 单 価
タンバ及びランマ 質量 60~80kg		0.48	K1
普通作業員		67.88	R1
土木一般世話役		16.07	R2
特殊作業員		15.11	R3
★ガソリン レギュラー		0.46	Z1
積算単価	標準単価		
条件名称			
J01 整形箇所		盛土部	
J02 法面締固めの有無		有り	
J03 現場制約の有無		有り	
J04 土質		砂及び砂質土、粘性土	

3. 導入時期等

(1) 導入時期

- 平成27年10月1日以降に起案する工事から適用予定

(2) 施工パッケージ型積算方式の導入数

- 208 施工パッケージ

4. その他

- 埼玉県の場合、施工パッケージ型積算方式の計算式は下記のとおり端数処理を行うこととしている。

$$\begin{aligned}
 \text{積算単価} = & \text{ 標準単価 } \times \left[\frac{\boxed{K1}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{K2}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{K3}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} \right] \times \boxed{K} \\
 & + \left[\frac{\boxed{R1}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{R2}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{R3}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{R4}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} \right] \times \boxed{R} \\
 & + \left[\frac{\boxed{Z1}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{Z2}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{Z3}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \frac{\boxed{Z4}}{100} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} \right] \times \boxed{Z} \\
 & + \boxed{S} \times \frac{\text{埼玉単価}}{\text{東京単価}} + \boxed{100 - K - R - Z - S} \times \frac{1}{100}
 \end{aligned}$$

※端数処理

二重線囲み部分 : 小数5位止め(小数6位四捨五入)

積算単価 : ①有効数字4桁(5桁目以降切り上げ)で端数処理を行った後、②小数2位止め(小数3位以下切捨て)で端数処理している。

例1 積算単価(端数処理前) 2,873.143

①有効数字4桁(5桁目以降切り上げ) 2,874

②小数2位止め(小数3位以下切捨て) 2,874.00

積算単価(端数処理後) 2,874.00

例2 積算単価(端数処理前) 2,873143

①有効数字4桁(5桁目以降切り上げ) 2,874

②小数2位止め(小数3位以下切捨て) 2,87

積算単価(端数処理後) 2,87

告知板

(2)

定期報告制度の見直しについて

埼玉県都市整備部建築安全課

建物火災や昇降機による事故が後を絶たず、建築物の安全確保を求める声が高まっており、今回、建築物の定期調査・検査報告制度や重大事故発生時の調査体制が強化されることになりました。定期報告制度の見直しについては、既に建築基準法の改正が平成26年6月4日に公布されており、公布後2年以内に施行されることになります。

1 定期報告の対象となる建築物・建築設備等の見直し

定期報告の対象は現在、特定行政庁で定めていますが、不特定多数の者や高齢者が利用する建築物など、安全性の確保を徹底すべき建築物については、今後、法令により一律に定期報告の対象となります。

なお、法令により一律に対象となる建築物等については、国土交通省が実施したパブリックコメントで次ページのとおり示されています。

また、法令により定期報告の対象となる建築物以外の建築物については、特定行政庁が地域の実情に応じた指定を行うことになっており、今後、各特定行政庁が検討することになります。定期報告の間隔についても、これまで同様に、特定行政庁が定めるものとされており、今後、各特定行政庁が検討することになります。

2 防火設備に関する検査の徹底

防火扉・防火シャッターなどの防火設備については、現在、建築物の定期調査において、設置の状況、閉鎖又は作動の状況、劣化の状況等を目視による調査することになっています。今回の見直しにより、防火設備について、専門的な知識と技能を有する者（防火設備検査員）が検査を行う仕組みが導入されます。

3 定期調査・検査を行う資格者

定期調査及び検査を行うことができる者は、一級建築士、二級建築士又は建築物調査員資格者証（定期検査については、建築設備等検査員資格者証）の交付を国土交通大臣から受けている者となります。

また、建築物調査員資格者証又は建築設備等検査員資格者証の交付要件や調査等に関して不誠実な行為をしたときなどの資格者証の返納命令等規定が設けられ、国により監督等を受けることになります。

4 建築物の事故に対する調査体制の強化（平成27年6月1日施行）

建築物等において重大な被害が発生した事故・災害等において、国が迅速に原因究明を行うことにより、建築基準法に基づく建築物等に係る基準の見直し等の再発防止策を講じができるよう、国が自ら調査を実施できるようになりました。さらに、特定行政庁の調査対象に建築材料等の製造者や維持保全にかかわった者を加え、円滑な調査が実施できるようになりました。

■定期報告の対象となる建築物・建築設備等

国土交通省が6月18日から7月17日までに実施したパブリックコメントの資料で示されたものです。正式には、秋以降に公布される改正省令や告示をご確認ください。

A. 建築物^{※1}

対象用途	対象用途の位置・規模（いずれかに該当するもの）
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の対象用途の床面積の合計が200m ² 以上のもの ③主階が1階にないもの ^{※2} ④地階にあるもの
病院、診療所、児童福祉施設等 ^{※3} 、旅館、ホテル、下宿、共同住宅 ^{※3} 又は寄宿舎 ^{※3}	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が300 m ² 以上であるもの ③地階にあるもの
学校、体育館（学校に附属するもの）	指定しない
体育館（学校に附属しないもの）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの ②対象用途の床面積の合計が2,000 m ² 以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の対象用途の床面積の合計が500m ² 以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000 m ² 以上であるもの ④地階にあるもの

※1 該当する用途部分の床面積が100m²以下のもの又は該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。

※2 劇場、映画館又は演芸場に限る。

※3 高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（グループホーム、老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）に限る。

⇒これまで、埼玉県では対象としていなかった下宿、寄宿舎（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）が対象として指定される予定です。

B. 建築設備等^{*}

対象	例外
昇降機 ○令第129条の3第1項各号に掲げる昇降機（エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機）	・一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸のホームエレベーター ・テーブルタイプの小荷物専用昇降機
防火設備 ○上記Aの建築物の防火設備 ○防火設備の設置が義務づけられている建築物（上記Aの建築物を除く）のうち、病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供するものの防火設備	・常時閉鎖式の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備

※防火設備として特定行政庁に指定されない場合は、建築物の一部として建築物調査員が調査
※防火設備として特定行政庁に指定された場合は、防火設備検査員（防火ダンパーについては建築設備検査員も可）が検査

※昇降機・防火設備以外の建築設備等については、特に政令では定めない。

C. 準用工作物

対象	○令第138条第2項各号に掲げる工作物（観光用エレベーター、遊戯施設）
----	-------------------------------------

県内 プロジェクト紹介①

埼玉会館の大規模改修について

埼玉県都市整備部 営繕課 設備課

現在の埼玉会館は昭和41年（1966年）に竣工し、常に文化の中核を担う拠点会館として皆様に愛され、今年で50年目を迎えます。

日本のモダニズム建築の巨匠といわれる前川國男氏が設計した埼玉会館は、東側に大ホール、西側に小ホールと会議棟を配し、その間に色彩感のあるタイルを独創的に敷き詰めたエスプラナードを巡らせています。

大ホールはその音響の良さと壁と天井面が一体となった空間に定評があり、音楽公演を中心に多くの方に利用頂いています。小ホールは舞台を中心に扇状に客席が配置され、その親近感と一体感で好評を博しています。2段にわたるエスプラナードは、高低差のある土地の形状にあわせて造られ、市街地における憩いと散策の場として人々を魅了してきました。

このように歴史的に文化価値の高い埼玉会館ですが、竣工から50年が経過し施設・設備の老朽化が進んでいます。このため、平成27年10月から平成29年3月まで休館し、大規模な改修工事を実施します。

今後も安全かつ快適にご利用頂けるよう、外壁や内装の改修をはじめ、トイレの新設やバリアフリー化、各ホール設備の改修、照明のLED化、電気設備、空調設備、給排水設備などの更新を行い、平成29年4月にリニューアルオープンを予定しています。



■建物概要

○埼玉会館

- ・所在地：さいたま市浦和区高砂3丁目1番4号
- ・竣工：昭和41年4月18日（同年5月27日開館）
- ・延床面積：18,414.5m²
- ・構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・階数：地下3階地上7階塔屋2階
- ・主な用途：展示室3室、大ホール（1,315席）、小ホール（504席）、会議室15室



「大ホール」

「小ホール」

■改修工事概要

○建物外部改修

前川建築の特徴ともいえる外壁打ち込みタイルの補修やシール打ち替え、鉄部の再塗装などを行います。

○建物内部改修

内部の床、壁、天井の全面的な改修、建具の高性能化などにより、室内環境の改善を行います。また、小ホールにトイレを増設するほか、車椅子対応型トイレの増設等により会館利用者に優しい施設とします。

○外構改修

エスプラナードのタイルの一部張り替えやエポキシ注入などの補修を行います。

○電気設備改修

受変電設備をはじめ経年劣化した各電気設備の全面改修を行います。改修にあたっては、トップランナー仕様のトランスの採用をはじめ、埼玉会館の設計思想を継承しつつ照明器具のLED化などにより省エネ化を図ります。また、近年の高度情報化社会に対応すべく各階各所にLANケーブルの布設、HUB等の情報機器を新たに設置し利便性の向上を図ります。

○空調設備改修

熱源設備、空調機などの各機器およびダクト等の全面改修を行います。改修にあたっては、大ホール空調方式の2系統化による快適性の向上、会議室の個別空調への変更、BEMSの導入などにより機能性の向上と省エネ化を図ります。

○給排水設備改修

給排水設備の各機器および配管等の全面改修を行います。改修にあたっては、給水方式を現在の高架水槽方式から末端圧力一定給水ユニット方式とするほか、大ホール屋根面に降った雨水をトイレ洗浄水に利用することにより環境負荷の低減を図ります。

○舞台設備改修

大ホール及び小ホールの舞台照明設備の更新、マイク、スピーカー、アンプなど舞台音響設備の各機器の更新、吊物機構やオーケストラ迫り駆動部など舞台機構の各設備の改修を行います。

県内 プロジェクト紹介②

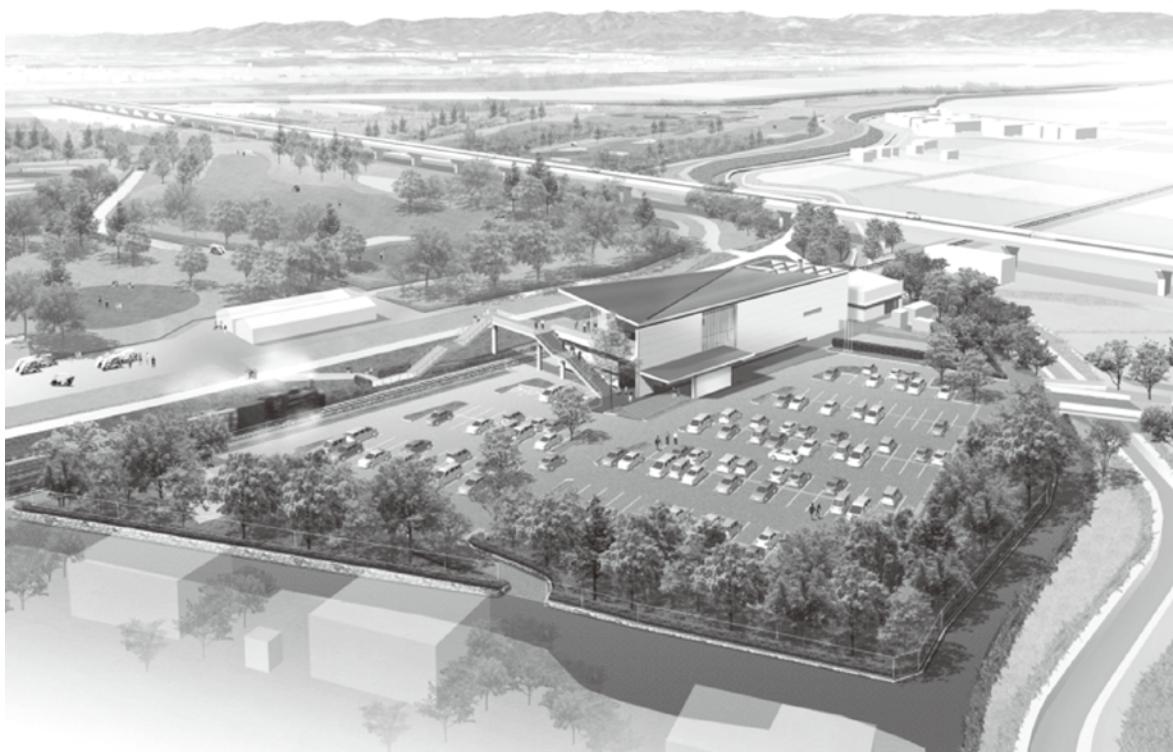
大麻生ゴルフ場クラブハウスの改築について

埼玉県企業局地域整備課

大麻生ゴルフ場は、誰もが気軽にプレーできるゴルフ場として、昭和61年の開場以来これまで160万人以上の方に御利用いただいております。

利用者の皆様からは、「ゴルフコースは素晴らしいがクラブハウスが狭小である。」「ロッカー室は手狭なうえ、脱衣室と兼用となっているため、使い勝手が悪い。」など改善を望む声が多く寄せられておりました。

このたびゴルフ場の快適性・利便性を大幅に向上させ、更なる利用促進を図るため、新クラブハウスを整備するものです。



完成予想図

1. 事業内容

(1) 全体計画

ア 事業期間 平成27年度～平成28年度

イ 総事業費 約16億円

ウ 新築建物の概要

①クラブハウス棟：鉄骨造3階建て、延べ面積2,590.31m²

②車庫棟：鉄骨造2階建て、延べ面積483.60m²

(2) 工事スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-------------------|
| ア 既存車庫棟等解体工事 | 平成27年 7月～平成27年10月 |
| イ クラブハウス改築工事 | 平成27年10月～平成28年 9月 |
| ウ 既存クラブハウス解体工事 | 平成28年10月～平成29年 1月 |
| エ 外構工事 | 平成29年 1月～平成29年 3月 |

(3) 新クラブハウスの特徴

ア サービスの向上

- ・ ゆとりのあるロッカールーム、浴室等の整備
- ・ パウダーコーナーの整備
- ・ 建物の集約化により駐車場スペースを拡張
- ・ 自動精算システムの導入

イ その他

- ・ 3階食堂天井等に県産木材を採用
- ・ 太陽熱給湯設備の導入など環境配慮型の施設整備
- ・ 地域防災力向上のための防災倉庫整備



食堂イメージ



エントランスホールイメージ

2 参考（大麻生ゴルフ場の概要）

所 在	熊谷市大麻生753 (関越自動車道、花園ICから約8km、東松山ICから約15km)	
開 場	昭和61年11月16日	
ゴルフコース	18ホール、パー72、ベントグリーン×2 全長：左6, 982ヤード、右6, 939ヤード	
コースレート	左グリーン	右グリーン
	バック	72. 9
	レギュラー	70. 1
	シルバー	68. 0
	レディス	64. 8

県内 プロジェクト紹介③

新小児医療センター建設現場における熱中症対策について

埼玉県病院局小児医療センター建設課

日本の夏はこんなに暑かったのか！と思わせるぐらい、平成27年の夏は厳しい暑さが続き、熱中症による救急搬送増加のニュースがマスコミの話題になっていました。屋外の建設現場は極めて熱中症になりやすい作業環境にありますので、建設業のみなさんも注意をしていたことと思います。

ここでは、県内の大規模建設工事である小児医療センター（地下1階／地上13階）新病院建設工事現場を事例に、熱中症対策を紹介します。

●WBGT値（暑さ指数）の活用と作業環境の管理

①WBGT値（暑さ指数）の活用

熱中症の予防には、作業場所にどの程度の熱中症の発生リスクがあるのかを客観的に評価することが重要です。熱中症の発生リスクを評価するには、気温のみでは不十分であり、湿度や放射熱等も考慮したWBGT値※（暑さ指数の一種）の活用が有効であるため、これをもとに熱中症のリスクを監視していました。

基準値を超えるおそれのある場合には、朝礼をはじめ様々な機会をとらえ、注意喚起を行ったり、必要に応じて作業計画等の見直し等を行いました。（※WBGT：Wet Bulb Globe Temperature、湿球黒球温度）

②作業環境の管理

建設現場は業態として日中、炎天下の高温多湿場所で作業することが避けられず、WBGT値（暑さ指数）の低減対策が困難な場合がありますが、出来る限り作業環境への配慮を行いました。

ア WBGT値（暑さ指数）の低減

作業場所に扇風機を設置する等、作業場所のWBGT値の低減化を図りました。

イ 休憩場所の整備等

現場事務所に冷房を備えた休憩所を整備し、そこに、熱中症の予防対策設備や少し気分が悪くなつた場合の初期対応器具などを整備しました。

具体的には、水分や塩分を摂取できるようにするための自販機の設置と塩飴の常時配布、冷蔵庫・製氷機や扇風機の設置、経口補水液の常備、体を適度に冷やすことのできるシャワーの設置や瞬間冷



現場休憩所付近に掲示されていたモニター



予防対策グッズの一部(補水液、冷凍枕、塩飴)

却スプレーの配布などを行いました。

ウ 炎天下作業場所近くの休憩所設置

直射日光や照り返しが厳しい最上階での作業はWBGT値の低減対策が困難なため、建設現場7階に冷房を備えた休憩所を設置し熱中症対策用品を整備しました。

これは、今年の夏の猛暑が長く厳しいものだったため新たに行なった対策です。



冷房を備えた休憩所（7階）

○作業員の方々には、自覚症状の有無に関わらず水分や塩分を定期的に摂取するよう注意喚起していました。それでも今年の異常な暑さの中では熱中症になってしまった作業員もおりました。幸い大事には至りませんでしたが、作業現場での応急措置後に回復したとしても、少しでもおかしい、腑に落ちないと感じた場合には、救急隊の要請を行うように対応したところです。

○熱中症対策事例に対する医学的所見

小児医療センター集中治療室・救急準備担当

植田育也部長

熱中症、特に建設業の現場で見られるものは、高温環境下での大量の発汗→体内的水分・塩分喪失→これに続く発汗の減少=体から熱を放出しにくくなる→さらなる体温上昇→異常高体温、となる状態である。42℃を超える高体温は人間が生きるためのあらゆる機能を阻害する。めまい、頭痛、吐き気等の症状に始まって、意識障害から重篤な場合は死に至ることもある。

厚生労働省は最近の通達で以下に要約したような対策を推奨している。

4つの重点項目：①予想される WBGT 値が基準値を超える場合は、単独作業を避け、連続作業時間の短縮や作業中止等の作業管理を行う。②作業者に体調不良や持病のある場合は、日常の健康管理指導を行い、また朝礼等の際に症状をチェックし、必要に応じて業務転換を行う。③水分・塩分の摂取については、確認表を作成したり、注意喚起や巡視により、自覚症状がなくても定期的に行わせる。④高温多湿環境での勤務開始時には、事前に7日間以上の熱への順化期間を設ける。

その他の対策実施項目：①作業環境管理（1涼しい休憩場所。2経口補水液・塩飴の用意。3シャワー等の体冷却設備）。②作業管理（1巡視および作業者間での健康状態の確認。2透湿性・通気性の高い服装。）③健康管理（1持病による作業転換。2心拍数を指標とした作業中断の措置。）④労働衛生教育（1自覚症状がなくても水分・塩分を摂取。2日常の健康管理・熱中症兆候の把握。3緊急時の救急処置及び連絡方法。）⑤救急措置（熱中症を疑う場合は、涼しい場所で身体を冷やし、水分及び塩分の摂取を行う。また、必要に応じ、救急隊を要請し、医師の診察を求める。）

以上を参考にして、新小児医療センターの建設現場においても、十分に配慮された綿密な熱中症対策が行われてきた。最後まで熱中症による休業災害事案なく工事が完遂することを心より願うものである。



工事成績評定点アップのヒント！

工事検査員は、中間検査や完成検査の限られた時間に、受注者が場合によっては1年以上も要して工事を施工してきた内容を評価します。その際、工事関係書類においてどのように施工してきたかを分かりやすく整理しておくことが必要です。中でも「施工計画書」と「工事写真」は施工内容を確認するための重要な書類となります。

例えば「あと施工アンカー」を使用する場合で考えてみましょう。

■ 悪い例

- 「施工計画書」→ 指針等の「あと施工アンカー」の標準的なものを添付し、詳細が不明確。
- 「工事写真」 → 施工途中の写真がなくアンカーボルトの写真のみ添付。

これでは、現場でどのように施工したかが分かりません。

■ 良い例

- 「施工計画書」→ 「アンカーの仕様」、「耐震計算書」、「施工手順」等を検討し記載されている。
- 「工事写真」 → 「施工計画書」で記載した「施工手順」に対応した写真が撮れている。
以下のように各段階の写真があると施工状況が良く分かります。

【設備工事における「あと施工アンカー」の例】



【① 使用アンカー】



【② 穿孔状況】



【③ 穿孔部清掃】



【④ 穿孔深さ計測】



【⑤ 樹脂挿入】



【⑥ アンカーボルト打込】



【⑦ 引き抜き試験】



【⑧ あと施工アンカー 資格者証】

特にアンカーなどは後で隠れてしまう部分です。どのように行うかを施工計画書で十分に検討し、その上で施工手順をしっかりと写真に撮っておくことが工事品質のアップにもつながります。

ちょっとした留意で、工事成績評定点の得点アップを！

埼玉県総合評価方式

本年5月に行った「評価の重点化」に対する受発注者の対応状況について報告します！

●評価の重点化

本誌4月号に掲載したとおり、平成27年5月に行った評価の重点化は次の2点です。

①難工事完了実績数に応じて【最大3点】を加点

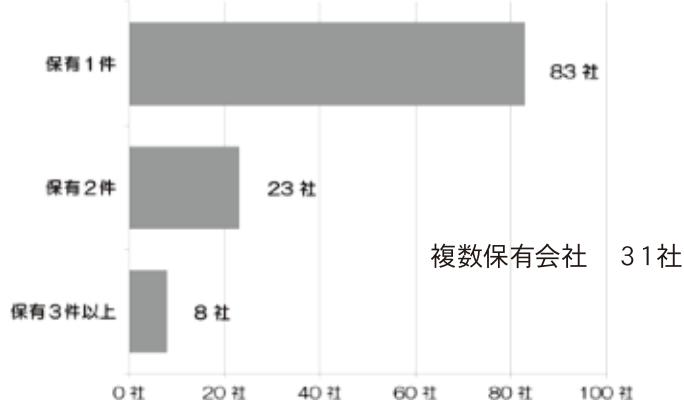
②インターンシップの受け入れ、ボランティア活動
両方の実績があれば【2点】を加点

●受発注者の対応状況

①難工事完了実績の重点化

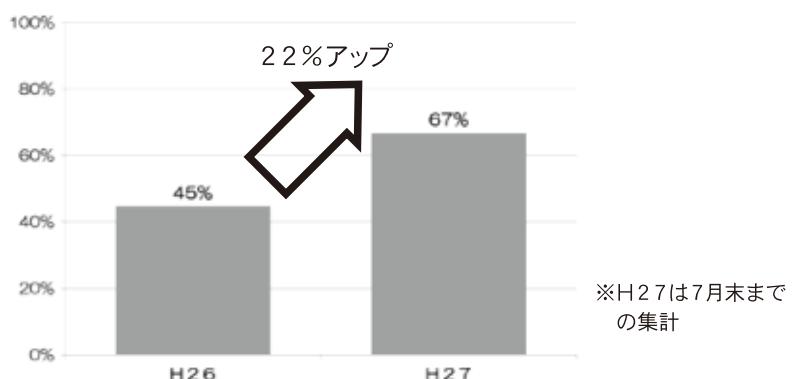
事前周知の効果か、複数の完了実績を保有する会社もあります。

「難工事完了実績」を保有する会社数(H26年度)



発注者は、難工事完了実績をより重視する傾向にあります。

「難工事完了実績」を評価項目として選定した総合評価の工事件数割合

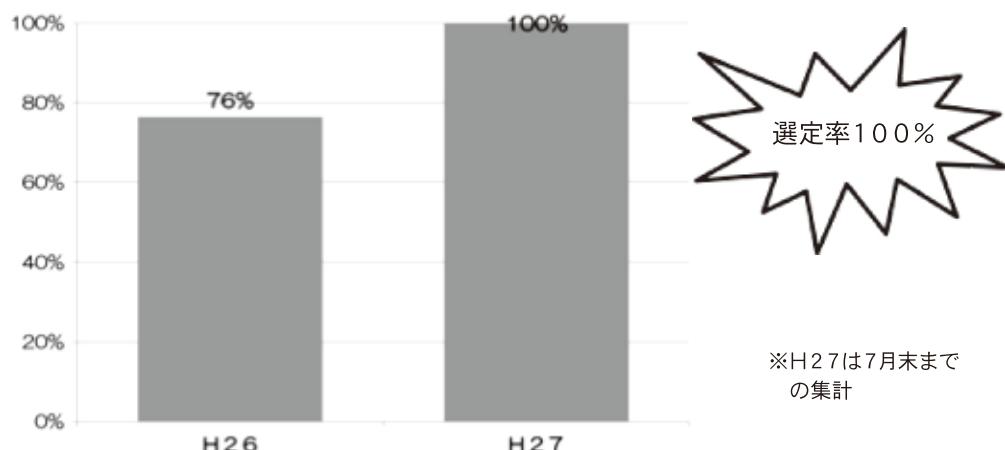


★総合評価方式を適用した工事においては、難工事完了実績を複数保有する会社が優位となっています。

②インターンシップ受入実績の重点化

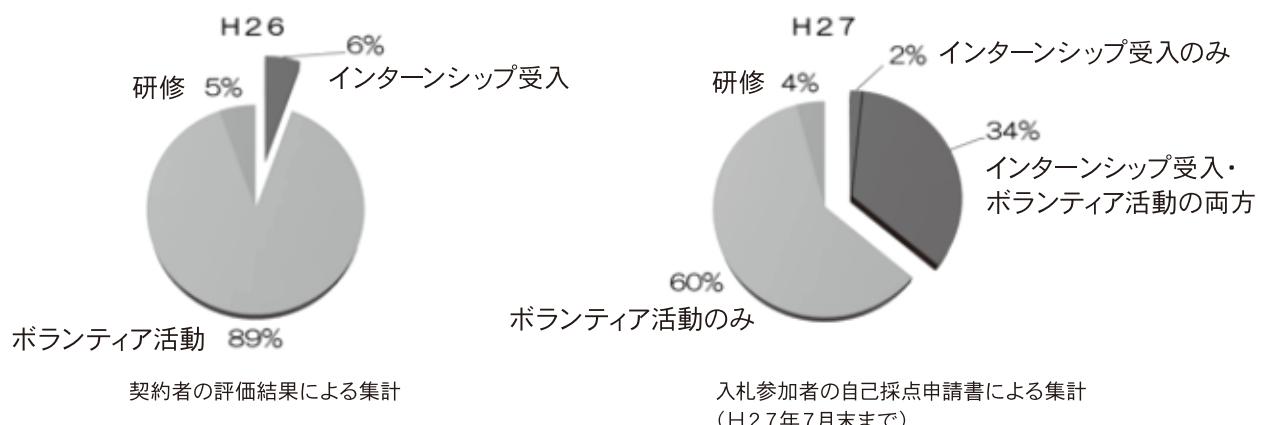
発注者は、インターンシップ受入等の社会的貢献の実績をより重視する傾向にあります。

「企業の社会的貢献の実績」を評価項目として選定した総合評価の工事件数割合



インターンシップ受入実績により加点対象となった会社の割合が増加しました。

「企業の社会的貢献の実績」において加点対象となった実績の割合



★建設業の担い手を確保するため、インターンシップへの取り組みが若手社員入社のきっかけになれば幸いです。

(お問合せ先)

■工事検査に関すること

埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 工事検査担当(土木、農林、建築、設備)

■総合評価に関すること

埼玉県総合技術センター代表 048(788)2899 総合評価担当(南部・東部・西部地域、建築・設備工事)
048(533)8431 総合評価担当(北部地域)[熊谷県土整備事務所駐在]

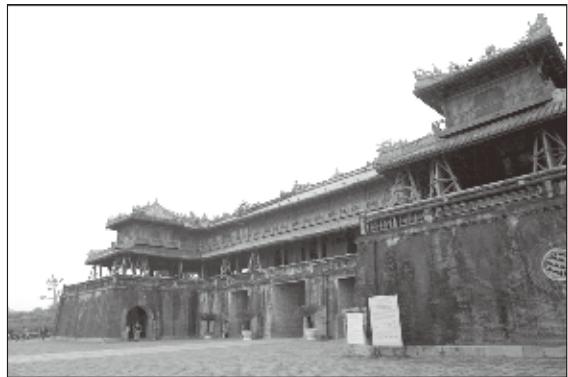
途上国の文化遺産にみるユネスコ世界遺産リストの本領

ベトナム中部の都市フエというところで伝統木造建築の調査をしています。フエはベトナム最期の王朝である阮朝の都が置かれた古都として知られ、阮朝の王宮を中心とした宮殿建築群は「フエの建造物群(Complex of Hue Monuments)」として1993年にユネスコ世界文化遺産リストに登録されました。日本の「法隆寺地域の仏教建造物」も同じ1993年に世界文化遺産に登録されています。実は「法隆寺」と「フエの建造物群」ではその登録の意義が全く異なっています。といふのも「法隆寺」は明治期から続く日本の文化財保護行政の中で維持されてきた経緯があり、日本がまさしく「国宝」として守り通してきた、そしてこれからも守られていくであろうという状況でした。このような状況にあって、世界文化遺産への登録は日本の「国宝」を海外へ発信しようという意図を前提としたもので、近年の「富岡製糸場と絹産業遺産群」や「明治日本の産業革命遺産」も基本的には同じ前提に立っています。

一方の「フエの建造物群」は、1945年のベトナム民主共和国の独立から1975年の南北統一までの断続的な戦禍により、王宮の過半が消失するという状況にありました。戦禍を免れた建造物群も木造を主とするが故に管理者を失えば荒廃が進んでいきます。当時のベトナム政府には自力で保存修復措置を行う余裕は経済的にも組織的にもありませんでした。そんな中、日本の東洋史研究者の山本達郎によって日本の外務省へ「フエの建造物群」の窮状が伝えられ、状況が一変します。日本の外務省よりユネスコならびにベトナム政府へ働きかけ、1992年にはユネスコ文化遺産保存日本信託基金によってようやく国外から援助が実現し、保存修復措置がなされました。これが1993年の世界文化遺産登録に結実します。その後、フエを訪れる国内外の観光客の数は大きく増加し、入場料を資源とする遺跡保存部局の収入も増加します。現在、登録から20年を経過し、日本を含む諸外国の技術支援等を受けながら、少なくとも予算的にはベトナム側が主導して修復、再建を進められる段階となりつつあります。

「フエの建造物群」にまつわる一連の経緯は、ユネスコ並びに世界遺産リストの存在によって文化遺産が救われた好例であり、ユネスコ世界遺産リストの本領はここにあります。自国の文化遺産を守るために他国の援助を必要とするケースは少なくありません。特に途上国の文化遺産においては、観光資源としてブランド化することが延命のための唯一の選択肢である状況があり得ます。「法隆寺」にはこうした援助は不要です。ここに世界遺産リストの二面性があります。では先進国は無理して登録する必要はないのかと言えば、私自身はそうではないと考えます。世界遺産リストのブランド価値の維持のために、先進国の世界遺産登録も必要です。自国の文化遺産と他国の文化遺産が並列されていることが、国内外の観光を喚起し、それが途上国の文化遺産の窮状を救うと考えられるからです。

毎年のようにメディアに登場する世界遺産登録の話題も、こうした理解の上にご覧になると一味違った見方ができるかも知れません。



写真：フエの建造物群 午門

講習会案内

講習会案内

団体名	講習予定日	講習名	会場
埼玉県電気工事工業組合 048-663-0242	2/19	振動工具作業従事者安全衛生教育	埼玉電気会館
	2/26	自由研削砥石の取替え等の業務特別教育	埼玉電気会館
	10/28・29	高圧・特別高圧電気取扱者特別教育(学科)	埼玉電気会館
	11/25・26	第2種電気工事士技能受験	埼玉電気会館
	10/1・9・15・22	2級電気工事施工管理技士受験	埼玉電気会館
	10/5・6 10/7・8	高圧ケーブル技能認定	埼玉電気会館
	10/13・14	足場の組立て等作業主任者技能	埼玉電気会館
	11/18・19	第1種電気工事士技能受験	埼玉電気会館
	2/16・17	太陽光発電設置	埼玉電気会館
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会 048-864-9313	10/8	住宅省エネルギー施工技術者講習会	建産連研修センター
	9/15	住宅省エネルギー施工技術者講習会	建産連研修センター
	12/17	住宅省エネルギー施工技術者講習会	県民健康センター
	2/4	住宅省エネルギー施工技術者講習会	建産連研修センター
一般社団法人埼玉県測量設計業協会 048-866-1773	10/30	設計技術研修会	建産連研修センター
	11/26	経営研修会	建産連研修センター
建設業労働災害防止協会埼玉県支部 048-862-2542	10/28・29 12/15・16	足場の組立て等作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	11/17・18	型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	1/19・20	石綿作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	学科 11/10・11 実技 11/12	高所作業車運転技能講習	学科 県民活動総合センター 実技 関電工埼玉支店研修所
	12/1・2	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	12/8・9	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	県民活動総合センター
	12/10	足場の組立て等特別教育	建産連研修センター
	11/5・6 1/21・22	職長・安全衛生責任者教育	建産連研修センター
	11/27	施工管理者等のための足場点検実務者研修	建産連研修センター
	11/25	自由研削といしの取替え等の業務に係る特別教育	建産連研修センター

※詳細は各団体へ直接お問い合わせください。

防災コーナー

埼玉県電気工事工業組合の防災支援活動

埼玉県電気工事工業組合

埼玉県電気工事工業組合は、社会貢献活動の一環として防災に関する地域貢献活動を実施しています。今まで実施してきた具体的な取り組み内容は次のとおりです。

1 埼玉県内の全市町村との協定締結

まず始めに取り組んだのが、埼玉県内の全市町村との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定」の締結です。平成19年3月に埼玉県知事と締結し、同年11月にふじみ野市を皮切りに平成23年2月に志木市との締結を終了したことで県内63全市町村との協定締結を完了しました。

各市町村で実施される防災訓練には積極的に参加しています。

2 電気工作物の災害時調査

東京電力㈱から一般用電気工作物調査業務を受託し、一般家庭や小規模の事業所を対象に電気設備の安全調査を実施しています。この業務は、水害や大規模地震が発生した場合には、災害が収束した後に、送電した場合に漏電による火災発生を防止するために東京電力㈱から要請があった場合には災害時調査を行い住民の皆様の「電気保安の確保」に寄与しています。

3 東日本大震災時の対応

平成23年3月に発生した東日本大震災では、埼玉県内における一部の住宅で電気の引込線取付部位が外れ、電線が垂れ下がる事態が発生しました。当該支部の組合員達及び組合員企業の従業員が徹夜で修復にあたり、二次災害の防止に貢献しました。

4 外灯の無料点検

東日本大震災後の防災・防犯活動として、平成24年から埼玉県下一斉に外灯の無料点検を実施し「外灯の支柱が根腐れしていないか」「夜間、点灯していないために避難誘導に支障がないか」「樹木が外灯の明かりを遮断して届かず暗い場所はないか」「避難誘導時に危険な場所はないか」等の不具合を未然に発見し、災害発生時の被害拡大防止に努めています。

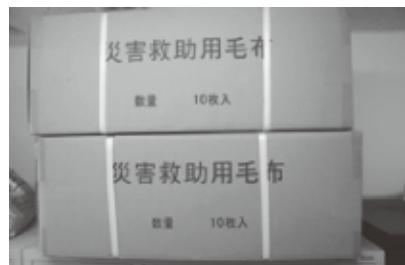


5 埼玉電気会館における防災用品の備蓄

組合本部がある埼玉電気会館に「非常食」「災害救助用毛布」「非常持出袋」を常備し、災害発生時に備えています。



【非常食】



【災害救助用毛布】



【非常持出袋】

6 防災マップの作成

埼玉県の防災マップを作成し、関係機関に配布しました。



建産連会員の埼玉県との防災協定締結状況

団体名	協定名		締結年月
	協定内容		
(一社)埼玉県建設業協会	災害時における応急対策業務に関する基本協定 県が管理する道路、河川等の公共土木施設等における応急対策業務に関し、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、迅速にかつ的確に対応する。		平成21年4月1日
(一社)埼玉県電業協会	災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定 地震・風水害・その他の災害において、県の管理する施設の電気設備の機能確保及び復旧を図る。さらに埼玉県総務部管財課をはじめ20課所長と細目協定を締結している。		平成17年9月22日
埼玉県電気工事工業組合	災害時における電気設備等の復旧に関する協定 埼玉県内における災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に関する事故の防止に関する協定。		平成19年3月29日
(一社)埼玉県空調衛生設備協会	災害時における給排水設備等の応急対策業務に関する協定 地震・風水害・その他災害が発生したとき、県の管理する施設の給排水設備等の機能確保及び復旧を図る。		平成18年3月27日
(一社)埼玉県測量設計業協会	災害時における被害状況調査業務に関する協定 大規模地震や風水害、その他の災害によって、公共施設(県が管理する道路施設、河川施設、公園施設、水道施設、下水道施設、県営住宅、県立病院、県立学校、県庁舎及び県地方機関の庁舎)に被害が発生したとき、又は、そのおそれがあるときの調査業務。		平成19年3月26日
埼玉県地質調査業協会	災害時における地質調査業務に関する協定 大規模地震・風水被害・その他の災害 埼玉県が必要と認める公共施設に災害発生した時の地質調査業務。		平成21年3月24日
(一社)埼玉県建設産業団体連合会	災害時における応急対策業務に関する応急仮設住宅の建設に関する防災協定 災害時に応急仮設住宅の建設に関し、建設資材労力等を提供する。		昭和63年12月27日

県内経済の動き

県内の公共工事等の動き（平成26年度） (第2回)

前回に引き続き、平成26年度の前払金保証実績をもとに埼玉県内の公共工事の動きについて紹介いたします。

<工事目的別・工事種類別・企業規模（資本金）別の状況>

工事目的別でみてみると、前年度同様、「道路」「上工業用水道」「下水道」で取扱件数全体の6割強を占めています。また前年度と比較し、請負金額において「農林水産」「公園」「上工業用水道」で大きく伸びているものの、「治山治水」「住宅宿舎」では件数・請負金額とも減少している状況です。

また、工事種類別にみてみると、「土木」が取扱件数・請負金額とも過半数を占める状況は変わらないものの、請負金額において「建築」「電気」「調査」で増加しています。

企業規模別にみると、資本金1億円以上の企業における取扱件数が減少し請負金額が増加しており、工事の大型化が窺えます。

(単位:百万円、%)

区分 工事目的	平成26年度		平成25年度		対前年度増減率	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
治山治水	523	28,759	719	35,745	-27.3	-19.5
農林水産	366	16,565	318	12,495	15.1	32.6
道路	2,533	101,935	2,896	102,952	-12.5	-1.0
下水道	1,011	44,789	973	42,579	3.9	5.2
公園	290	12,031	297	8,797	-2.4	36.8
教育	815	61,954	932	60,322	-12.6	2.7
住宅宿舎	240	14,417	246	24,467	-2.4	-41.1
上工業用水道	1,309	55,762	1,329	46,148	-1.5	20.8
その他	613	82,317	625	59,791	-1.9	37.7
合計	7,700	418,529	8,335	393,296	-7.6	6.4

(単位:百万円、%)

区分 工事種類	平成26年度		平成25年度		対前年度増減率	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
土木	4,831	217,343	5,378	217,781	-10.2	-0.2
建築	806	117,316	854	102,157	-5.6	14.8
電気	439	36,502	472	30,056	-7.0	21.4
管	393	17,810	366	16,839	7.4	5.8
設計	608	6,816	620	6,097	-1.9	11.8
測量	222	1,957	221	1,621	0.5	20.7
機械器具設置	147	1,011	171	1,451	-14.0	-30.3
その他	182	17,316	181	15,936	0.6	8.7
合計	7,700	418,529	8,335	393,296	-7.6	6.4

(単位:百万円、%)

区分	平成26年度		平成25年度		対前年度増減率	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
1千万円未満	727	8,971	776	9,181	-6.3	-2.3
5千万円未満	4,778	125,667	5,193	124,342	-8.0	1.1
1億円未満	1,007	60,304	1,107	67,482	-9.0	-10.6
10億円未満	705	62,695	720	55,740	-2.1	12.5
10億円以上	382	92,352	427	81,992	-10.5	12.6
共同企業体	101	68,537	112	54,557	-9.8	25.6
合計	7,700	418,529	8,335	393,296	-7.6	6.4

<前払金等制度の拡充状況>

埼玉県内においては、県を始めとして全市町村にて前払金制度を採用し、前払率も4割支出されております。しかしながら、県内63市町村のうち、50市町にて支払限度額が設定され、4割総額の支出に至っておりません。また、部分払いに代わる資金調達手段として他県でも導入が進んでいる中間前払制度についても17市（全体の27%）と低調な状況です。折りしも、「改正品確法に関する運用指針」が策定・推進されるにあたり、当社といたしましても国土交通省・業界の皆様のご支援ご協力を得ながら、制度拡充に向け活動いたします。

平成26年度 前払金制度の改正状況

免注者名	改正時期	改正内容	新	旧
新座市	H26.04.01	中間前払制度採用 請負金額500万円以上、工期2ヶ月超	制度なし	
越谷市	H26.04.01	中間前払制度採用 請負金額500万円以上、工期90日超 支払限度額引き上げ 1億円（中間前払金は5000万円）	制度なし 6000万円	
草加市	H26.04.01	中間前払制度採用 請負金額300万円以上、工期3ヶ月超	制度なし	
吉川市	H26.04.01	中間前払制度採用 請負金額300万円以上、工期60日超 支払限度額引き上げ 6000万円（中間前払金は3000万円）	制度なし 3000万円	
春日部市	H26.06.01	中間前払制度採用 請負金額500万円以上、工期60日超、支払限度額3000万円（原前払別）	制度なし	
川口市	H26.07.01	支払限度額引き上げ 1億円	5000万円	
朝霞市	H26.07.15	中間前払制度採用 請負金額130万円以上、工期60日超、支払限度額1億円（原前払別）	制度なし	
本庄市	H26.10.01	適用範囲拡大 支払限度額引き上げ 1億5000万円	500万円以上 5000万円	

お問い合わせ先

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-15 KSビル5階

TEL: 048-861-8885 FAX: 0120-027-336

URL <http://www.ejcs.co.jp/>

建産連 だより

建設業担い手育成のための研修事業を実施

当連合会は、建設産業従事者のスキルアップによる会社組織の活性化・人材の育成を通じて、離職防止と定着促進を図ることを目的として下記講習会を開催し、述べ約 200 人が受講した。

中堅職員フォローアップ研修では、各業種問わず必要性があるテーマを中心とした講義と共に、宿泊研修・交流会を通じて異業種間の交流を図れるような仕組みも組み入れた。

①職長等安全衛生レベルアップ講座

3/24（火）・4/23（木）・5/26（火）・

6/18（木）・7/17（金）・8/20（木）・

9/15（火） 建産連研修センター

②中堅職員フォローアップ研修

3/12（木）～13（金） ラフレシアいたま

メンタルヘルス講習、労務・企業組織管理講習

4/16（木）～4/17（金） ラフレシアいたま

メンタルヘルス講習、労務・企業組織管理講習

安全管理は脳のマネジメントから、

2級建設業計理士



マイナンバー制度と建設業者の対応学ぶ 建設業経営講習会

当連合会は 8 月 31 日午後 1 時 30 分から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証株式会社支店との共催により、「建設業経営講習会」を建産連研修センター大ホールで開催、会員企業の経営者・経営幹部など 69 名が受講した。

同日は、「マイナンバー（番号）制度と建設業者（民間事業者）の対応～マイナンバー対応に伴う問題とは～」をテーマに、建設経営サービス提携講師の森谷修一氏と菅沼俊広氏が約 2 時間にわたり講演した。

両講師は「本年 10 月より国民 1 人ひとりに番号が附番されるマイナンバー（番号）制度が始まる。

建設企業を含む民間事業者は、来年 1 月以降の税金の申請・申告や社会保障の申請・申告に際して書類にこの番号を記載することが義務付けられる。

また、附番された番号は、生まれてから死ぬまで原則として一生変わらない番号であるため、厳重な管理が必要とされている。個人番号を盗まれたり、無くしたりした場合には、懲役・罰金（最大 200 万円）刑が科せられる」として、懲役・罰金刑が科されないためには、どのようにしなければならないのか、基本的な事項をわかりやすく解説した。



連合会日誌

平成27年

- 7月18日(月) 広報委員会
- 7月24日(金) 正副会長会議
- 同 日 総務委員会
- 8月18日(火) 中堅職員フォローアップ研修
～19日(水)
- 8月19日(水) 入職促進セミナー 演題:企業
は人なり、強い企業はここが違う
- 8月20日(木) 職長等安全衛生レベルアップ
講座
- 8月24日(月) ITセミナー 演題:クラウドで
実現するB C P 対策
- 8月28日(金) (社)全国建産連 地方建設生産
- 8月31日(月) システム合理化推進委員会
建設業経営講習会
演題:マイナンバー制度と建設
業者の対応 ((一社)埼玉県建
設業協会、東日本建設業保証
(株)埼玉支店との共催)
- 9月14日(月) 研修指導委員会
- 9月15日(火) 職長等安全衛生レベルアップ
講座
- 9月15日(火) 公明党県議員団との意見交換
同 日 会民主党埼玉県総支部連合会
との意見交換会
- 9月18日(金) (社)全国建産連 専門工事業
部会関東甲信越ブロック会議
- 9月29日(火) 全国府県建産連会長会議
(新潟県)
～30日(水) ・安部有司氏、小川裕児氏、
林卓郎氏が会長表彰受賞
- 10月7日(水) 自民党埼玉県支部連合会との
意見交換会

会員だより

○一般社団法人 埼玉県測量設計業協会 埼玉県幹部職員と意見交換会を開催

一般社団法人埼玉県測量設計業協会は、平成27年8月20日、毎年恒例となっている埼玉県幹部職員との意見交換会をプリムローズ有朋において開催しました。

県からは、浅井県土整備部長、福島契約局長、松村農林部副部長、諫訪都市整備部副部長、吉田企業局管理部長をはじめとして、土地水政策課長、用地課長、道路環境課長、水辺再生課長、下水道管理課長等14名の幹部職員にご出席いたしましたとともに、協会からは顧問の鈴木県議会議員及び会長・副会長をはじめとした役員全員が出席し、県から本年度の事業概要を説明いただいた後、協会から、①会員業者の優先活用、②ダンピング排除とペーパーカンパニーの排除、③測地成果2011による道路境界点測量の継続実施並びに河川管理としての基準点整備、④地積調査の推進、⑤公共工事予算の確保、の5点を要望、特に③の基準点整備については強く要望をした。

県からは、この要望についての回答を頂くとともに、協会の意見を可能な限り尊重し、お互い協力して、前向きに取り組んで行きたいとの回答を頂いた。

1時間半という短い時間であったが、活発な意見交換ができ、有意義な会議であった。



女性からの一言

杉山 由佳（すぎやま ゆか）

埼玉県警察本部総務部財務局施設課

平成 25 年 4 月、県警唯一の女性建築技術職員として採用され、おもに、交番の新築や警察施設の修繕工事を担当しています。

以前は、工務店で事務の仕事をしていましたが、次第に、設計や現場管理に興味を持つようになり、各種資格を取りました。そんな気持ちが日に日に強まったときに、偶然にも県警で募集があったのです。

まだ経験が少なく、周囲に迷惑を掛けながらも、何とか仕事をこなしている毎日です。思い描いていた職場で、担当工事が持てるのは夢のようで、図面を手にすると、憧れていた当時の記憶がよみがえるのと同時に、責任の重さに身が引き締まる思いです。

昨年は一級建築士を取ることができました。警察施設は誰もが使いやすいものではなくてはなりませんので、女性の視点を反映させた設計を進めていきたいと思います。



という全く無知の状態で、たまたま御縁があり職員として勤めることになりました。当時 1 歳と 3 歳だった子供達も成人しました。

様々な出来事がありましたが、仕事で関わる全ての方々、そして業界資料が私の先生でした。私は主に昇降機（エレベーター等）の、年に一回特定行政庁へ提出する定期検査報告書（法定検査）を取り扱う仕事をさせていただいております。いわゆるエレベーター業界の方々とのやり取りがほとんどです。エレベーター業界では特に検査業務は未だ男性社会で、女性の検査資格者からの提出書類は埼玉県内ではまだありません。しかし事務的には女性目線のフォローがとても重要で、その必要性は徐々に業界でも重要視されてきています。そして当協会にも増えた女性職員と共に、定期報告制度に関わる仕事に巡り合い、今まで続けてこられたことに心から感謝しています。

男女平等と呼ばれ、日本も女性の登用が増えてきている状況ですが、権利や義務は平等でも、そもそも異性です。感じ方や考え方の目線が違う場合が多いことも事実で、そしてそれはチームとして社会を見た時に大きな視野になります。お互いの違いを尊重しながら社会の中で仕事が出来る。そんな自分たちの環境に感謝しつつ、当協会のような職場が増えていくことを願っています。

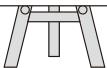
柳 理江子（やなぎ りえこ）

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

昇降機部 部長

協会に入り今年で 19 年目、財団法人 埼玉県建築住宅安全協会、この協会名だけで何をしている職場なのか見当もつかず、「建築基準法の定期報告書を取り扱っている事務所です。」と聞いても、その定期報告書とはいったいどんなもの？

編集後記



酷暑の中での知事選、そして長雨、また戦後70年談話にかかる報道など何かと気忙しい今年の夏でした。

この機関誌が発行の頃は澄み渡る青空そして紅葉だよりと、自然を楽しみたいですね。

広報委員長

この10月からマイナンバーのカードが個人に配布され、いよいよマイナンバー制度が動き出しました。年金機構の漏えい事件のようなことが起こらないよう会社としてもマイナンバーの適切かつ厳格な安全管理が必要です。

まだ、マイナンバー制度についての講習会が各団体等で予定されておりますので、対応に不安のある方は参加されてはいかがか。

広報副委員長

建産連ニュース第146号
平成27年10月20日発行
発行 一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7
TEL: 048-866-4301
FAX: 048-866-9111
URL: <http://www.sfcc.or.jp>

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿（順不同）

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7建産連会館1階
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 会長 古郡 一成

電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111

(平成27年 7月29日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号	FAX
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会長 真下 恵司	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会長 島村 光正	"	"	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会長 北田 功	"	"	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 勝又 義人	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 沼尻 芳治	さいたま市北区植竹町1-820-6埼玉電気会館2階	331-0813	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会長 大原 萬彌	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 中村 憲一	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会長 白戸 修	"	"	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築土会	会長 高橋 庫治	"	"	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会長 宮原 克平	"	"	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	"	"	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会長 坂本 克巳	"	"	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 真下 恵司	"	"	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 森繁 和哲	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 澤田 正彦	さいたま市大宮区三橋2-402 株式会社トーニチ内	330-0856	048(644)7417	048(644)7418
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	さいたま市北区吉野町1-394	331-0045	048(795)9516	048(795)9517
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 高岡 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391	048(845)6720
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 島田 松夫	"	"	048(864)2811	048(864)2812
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 星野 博之	"	"	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 古郡 一成	"	"	048(866)4331	048(866)4322
埼玉県地質調査業協会	会長 越智 勝行	"	"	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 関根 瞳己	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会長 金子 和巳	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 斎藤 恵介	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 戸高 康之	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(839)2900	048(839)2901

埼玉建産連研修センター

研修・会議にご利用ください



[所 在 地]さいたま市南区鹿手袋4-1-7

[電 話]048-861-4311

[ホーム ページ]<http://www.sfcc.or.jp/>

[E - メール]k-center@sfcc.or.jp

[会館 時間]午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

武藏浦和駅東口から花と緑の散歩道(遊歩道)を歩き、約10分で到着します。

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称	料金区分		午前	午後	全日
	最大収容人員		9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
3階 多目的 大ホール	椅子席のみ 机席 (2人掛け)	390人 270人 (180人)	¥41,500	¥46,500	¥62,500
2階	201会議室	机席 3人掛け	90人	¥15,500	¥17,500
	202会議室	机席 3人掛け	45人	¥8,000	¥9,000
	203会議室	机席 3人掛け	45人	¥8,000	¥9,000
	204会議室	コの字 3人掛け	15人	¥3,500	¥4,000
	205会議室	一枚机	12人	¥3,500	¥4,000
	和室 1		20人	¥6,500	¥7,500
	和室 2		16人	¥2,000	¥2,000
1階	101会議室	机席 3人掛け	100人	¥17,500	¥19,500
	102会議室	コの字 3人掛け	15人	¥3,500	¥4,000
	103会議室	口の字固定	24人	¥11,000	¥12,500

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属し
ます。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成24年4月